

札幌市業務継続計画  
【新型インフルエンザ（強毒）編】

平成24年3月

札幌市



## 目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章はじめに .....                    | 1  |
| 1.1 「業務継続計画」とは.....              | 1  |
| 1.2 継続計画の目的.....                 | 2  |
| 1.3 継続計画の適用範囲 .....              | 3  |
| 1.4 札幌市における新型インフルエンザ対策の計画体系..... | 3  |
| 1.5 札幌市における継続計画の特徴.....          | 4  |
| 1.6 実施体制 .....                   | 5  |
| 1.6.1 平常時の体制 .....               | 5  |
| 1.6.2 新型インフルエンザ発生時の体制.....       | 5  |
| 第2章 継続計画の前提となる被害状況の想定.....       | 5  |
| 2.1 被害状況の予測.....                 | 5  |
| 第3章 業務継続計画の基本的考え方.....           | 8  |
| 3.1 業務継続の基本方針 .....              | 8  |
| 3.1.1 札幌市の役割.....                | 8  |
| 3.1.2 業務継続の基本方針.....             | 9  |
| 3.1.3 発生段階別の具体的方策の検討.....        | 10 |
| 第4章 業務の優先区分 .....                | 10 |
| 4.1 業務優先区分の基本的考え方 .....          | 15 |
| 4.2 業務の優先区分 .....                | 16 |
| 4.3 業務優先度の判断 .....               | 17 |
| 4.4 業務の優先順位 .....                | 18 |
| 4.5 業務優先区分の詳細（業務の内容） .....       | 19 |
| 4.5.1 新型インフルエンザ対策業務.....         | 19 |
| 4.5.2 一般継続業務 .....               | 18 |
| 4.5.3 縮小業務.....                  | 26 |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 4.5.4  休止・中断業務.....         | 27 |
| 第5章  業務継続のための執務体制.....      | 25 |
| 5.1  新型インフルエンザ発生時の執務体制..... | 25 |
| 5.1.1  指揮命令システムの確保.....     | 25 |
| 5.1.2  初動体制.....            | 25 |
| 5.1.3  発生時の人事制度.....        | 25 |
| 5.2  人員計画等の作成.....          | 26 |
| 5.2.1  継続業務に必要な職員の抽出.....   | 26 |
| 5.3  出勤可否の確認と人員計画の運用.....   | 27 |
| 5.3.1  出勤可否の確認.....         | 27 |
| 5.3.2  人員計画の運用.....         | 27 |
| 5.3.3  通常の執務体制への復帰.....     | 27 |
| 5.3.4  人員計画の円滑な実施.....      | 27 |
| 5.3.5  公務上の災害等の考え方.....     | 28 |
| 第6章  継続計画の実施.....           | 28 |
| 6.1  継続計画の発動.....           | 28 |
| 6.1.1  継続計画の発動.....         | 28 |
| 6.1.2  業務継続計画の発動時期及び内容..... | 28 |
| 6.1.3  各局（区・室）の体制.....      | 29 |
| 6.2  業務の縮小、休止・中断等の実施.....   | 29 |
| 6.3  状況に応じた対応.....          | 30 |
| 6.4  通常体制への移行.....          | 30 |
| 6.4.1  通常体制への移行の決定.....     | 30 |
| 6.5  継続体制及び通常体制への移行の周知..... | 30 |
| 第7章  継続計画の公表、教育・訓練等.....    | 30 |
| 7.1  公表・周知.....             | 30 |
| 7.2  教育・訓練・継続運用.....        | 30 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 7.2.1 教育・訓練.....               | 30 |
| 7.2.2 継続運用.....                | 31 |
| 第8章 業務優先区分の選定.....             | 31 |
| 8.1 全庁における業務優先区分の選定.....       | 31 |
| 8.2 業務継続計画総括表作成の作業内容.....      | 31 |
| 8.3 業務優先区分選定結果と分析.....         | 32 |
| 8.4 今後の業務優先区分選定について.....       | 33 |
| 資料 各局（区・室）における業務優先区分振分け結果..... | 35 |

## 第1章はじめに

札幌市では、平成21年度のインフルエンザ（H1N1）2009の流行時の経験を踏まえ、「札幌市新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）の改定を進めているところであるが、これを機に、事前に、具体的な対策体制を整備するため、「札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ編】」（以下「継続計画」という。）及び「新型インフルエンザ対応マニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）を新たに策定することとした。

### 1.1 「業務継続計画」とは

「業務継続計画」とは、大規模災害等により、市内における利用可能な諸資源（人的、物的、情報、ライフライン等の資源）に制約がある状況下において、優先的に取り組むべき重要な業務を特定するとともに、それらの業務を継続するために必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化や指揮命令系統の明確化等の措置を講じることにより、適切に業務を執行することを目的とした計画である。

「業務継続計画」は大地震などの大規模災害時を想定したものであったが、新型インフルエンザ発生時、流行期間中においても、行政サービスをできる限り継続するために、国は、新型インフルエンザ対策においても「業務継続計画」を策定しており、近年、地方公共団体等においても整備が進んでいる。

札幌市としても、「業務継続計画」を策定することにより、新型インフルエンザへの対応方針を事前に確認し、体制を整備しておく必要がある。

#### ・新型インフルエンザと地震被害との違い

新型インフルエンザと地震とでは、被害状況、影響度及び期間等は大きく異なる。

地震の被害は、建物、設備及び人的被害など全般にわたることに対し、新型インフルエンザの被害は、人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。また、地震では、速やかに業務を復旧させることが中心であるのに対し、新型インフルエンザでは、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。新型インフルエンザと地震の被害についての比較は、下表のとおりである。

表1 継続計画における地震災害と新型インフルエンザの相違

| 項目        | 地震災害   | 新型インフルエンザ                                      |
|-----------|--|--|
| 被害の対象     | ○施設・設備等の社会インフラ等のハード面での被害が大きい<br>○人的被害は大きくなる可能性あり | ○施設・設備等の社会インフラ等のハード面での被害はほとんどない<br>○人的被害が中心となる |
| 地理的な影響範囲  | ○被害は一定地域に限定される                                   | ○被害は全世界的であり、国内全域に及ぶ                            |
| 被害の期間     | ○過去の事例等から一定程度の想定が可能                              | ○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難                   |
| 災害発生と被害制御 | ○主に兆候なく突発的<br>○余震、津波等を除き被害量は事後の制御不可能             | ○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能<br>○被害量は感染防止策により左右   |
| 業務継続方針    | ○災害応急対策等に全力を挙げながら、できる限り業務の継続・早期復旧を図る             | ○感染リスクを勘案し、最低限の国民生活の維持に必要な業務に限定して継続する          |

## 1.2 継続計画の目的

新型インフルエンザは、過去、およそ10年から40年の周期で発生している感染症であり、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）が発生し、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的な影響が生じると懸念されている。これに対し、国は、「新型インフルエンザ対策行動計画」において、感染拡大を可能な限り抑制し健康被害を最小限に止めること、及び社会・経済を破綻に至らせないこと、の2つを目標として対策を策定している。

新型インフルエンザが発生した場合、札幌市は、市民に最も身近な基礎自治体として、市民の生命・健康を守るため、感染拡大防止策など様々な対策を迅速かつ確実に講じていくとともに、市民生活に必要な不可欠な行政サービスを継続して提供していかなければならない。しかしながら、流行期には、市職員やその家族の罹患、社会経済機能の不能などにより、欠勤等が発生する事態も想定される。その際、平時における人員体制による業務遂行は困難となってくる。

そこで、新型インフルエンザが発生した場合に最優先に取り組むべき業務を事前に定め、それらの業務を中心とした札幌市の業務を滞りなく遂行するための対策を予め講じておくことが必要である。

継続計画は、新型インフルエンザ発生時においても、札幌市が求められる機能を維持し、必要な業務を継続することができるよう、発生時の社会状況を想定し、適切な対策を講ずる上での基本的事項を策定するものである。

なお、継続計画の運用にあたっては、実際に発生した新型インフルエンザの被害状況や進行状況等に応じて、柔軟に対応していくことを基本とする。

また、新型インフルエンザ対策に関する論議や社会ニーズ等を踏まえながら、定期的に見直し等を行っていくものとする。

- ※ ここで想定している新型インフルエンザは、インフルエンザ（H1N1）2009のような弱毒型ではなく、より強毒なH5N1型インフルエンザを想定している。H5N1型インフルエンザの感染拡大による被害状況の予想は、2.1を参照すること。

### 1.3 継続計画の適用範囲

継続計画は、札幌市の内部部局における業務を対象とする。

ただし、札幌市の業務に影響が生じないよう、市の業務を受託している事業者（本市出資団体、指定管理者等）等の関係機関においても継続計画を策定し、準備を進める必要があり、今後、これらの機関・事業者等に対し、それぞれにおいて継続計画を策定するよう支援等を行い、相互に整合性を図ることとする。

### 1.4 札幌市における新型インフルエンザ対策の計画体系

新型インフルエンザ発生時に実施すべき基本方針として行動計画を策定している。これに加え、これまで未整備であった、継続計画及び対応マニュアルを新たに整備することとし、これらの計画・マニュアルを一体の計画体系として構成し、札幌市における新型インフルエンザ対策として対応していくこととする。

#### ① 札幌市新型インフルエンザ対策行動計画

新型インフルエンザ流行時における対応方針、感染拡大防止のための臨時的措置について定めている。

#### ② 札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ編】

新型インフルエンザ流行時において、行動計画に基づく新型インフルエンザ対策を優先して実施するとともに、これを含む継続すべき重要な機能を確保し、新型インフルエンザ対策業務等へ人員を配置するなど最低限必要な業務を維持するための事前計画である。

#### ③ 札幌市新型インフルエンザ対応マニュアル

行動計画、継続計画の運用に不可欠な実施事項に係る具体的な手順、方法等を示すものである。



《行動計画・継続計画・対応マニュアルとの関係》

|     | 行動計画                                      | 継続計画   | 対応マニュアル   |
|-----|---|--|---|
| 対 象 | 札幌市、市民、医療機関等                              | 行政機関としての札幌市  | 行政機関としての札幌市   |
| 目 的 | 新型インフルエンザ発生時における基本方針。発生段階ごとの対策内容の選択肢を定める。 | 新型インフルエンザ流行時に最優先に行うべき業務を事前に定め、限られた資源を効率的に活用し、市民サービスの継続を図る。 | 行動計画、継続計画の運用に不可欠な実施事項に係る手順、方法等を明確にするため、より詳細かつ具体的に定める。 |
| 業 務 | 新型インフルエンザ対策業務                             | 札幌市における全ての業務(新型インフルエンザ対策業務、一般継続業務、縮小業務、休止・中断業務)            | 新型インフルエンザ対策業務   |

・札幌市地域防災計画

市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、防災に関する業務や対策などの方向性を定めた総合的な計画である。当該計画では札幌市の対策はもとより、市民や事業所の役割、また、北海道、北海道警察、自衛隊などの防災関係機関、電気・ガス・電話などのライフライン企業、さらに他の自治体との連携や協力によって、災害に強いまちづくりをすすめる、大災害にも対応する防災体制の確立をめざすことを目的としている。

1.5 札幌市における継続計画の特徴

札幌市における継続計画の特徴は以下のとおりである。

- (1) 札幌市におけるすべての業務を洗い出し、新型インフルエンザ発生に伴い「新たに発生する業務」や「業務量が増加する業務」を「新型インフルエンザ対策業務」に、通常業務を「一般継続業務」、「縮小業務」、「休止・中断業務」に区分し、発生段階や感染拡大状況に応じた対応策について記載する。
- (2) 強毒性の新型インフルエンザ発生により、市内感染期に最大 40%の職員が出勤できない事態を想定し、実施すべき業務に支障が生じないように、限られた人員で円滑に札幌市の業務を継続できるよう体制を整備する。
- (3) 各局（区・室）における人員計画を踏まえ、不足する新型インフルエンザ対策部門（対策本部業務）に対し、休止・中断業務等のある局（区・室）の職員を活用できるための全庁的な対策体制を構築する。
- (4) 行動計画における発生段階を前提として、発生段階ごとに、主な実施業務、業務の継続・縮小、人員見込等の判断を行い、各業務の対応時期と期間を定める。

## 1.6 実施体制

### 1.6.1 平常時の体制

新型インフルエンザ対策を総合的に推進するため、「札幌市感染症対策本部設置要領」に基づき市長を本部長とし、関係局長を本部員とする札幌市感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置している。

また、対策本部を補佐するため、保健所長を幹事長とし、関係部長を幹事とする「感染症対策本部幹事会」、保健福祉局保健所感染症総合対策課長を議長とし、関係課長を委員とする「札幌市新型インフルエンザ連絡会議」を置く。なお、対策本部事務局機能は、保健福祉局保健所感染症総合対策課が担う。

### 1.6.2 新型インフルエンザ発生時の体制

新型インフルエンザ発生時には、対策本部が中心となり、継続計画を発動し、一部業務を縮小、又は休止・中断し、必要な業務を遂行するとともに、所要の人員シフトを行う。この際には、総務局職員部等関係部局と協議のうえ実施する。社会経済活動に関わる市民生活への影響の大きい局（区・室）においては、局（区・室）内に対策支部を設置することができる。（水道局、下水道事業部、交通局、市立札幌病院、消防局、各区役所等）

## 第2章 継続計画の前提となる被害状況の想定

### 2.1 被害状況の予測

新型インフルエンザの流行規模や被害規模は、出現したウイルスの病原性や感染力等に左右されるものであり、その流行規模を予測することは難しいが、継続計画では、強毒性の新型インフルエンザが発生、流行した場合を想定し、それに基づいた体制を構築する。

国の新型インフルエンザ行動計画では、過去に発生した新型インフルエンザの流行状況や被害規模等を参考に、全人口の25%が罹患、医療機関を受診する者が1,300～2,500万人、死亡者数が17～64万人と推計している。

また、このような被害が発生した場合、社会・経済的な影響として、学校・保育施設等の臨時休業や外出自粛等、社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足することが懸念される。さらに、民間事業者においても不要不急の事業が自粛され、物資の不足、物流の停滞等が予想されるとともに、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

札幌市においては、職員の欠勤、関連事業者の休業、物資の不足など、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が十分に得られない事態となることも想定する必要がある。

継続計画では、これらの推計及び想定に基づいた体制を構築する。

ただし、実際に発生した新型インフルエンザの被害状況や進行状況等に応じて柔軟に対応する方法についても、迅速に検討することとする。

＜新型インフルエンザによる被害の想定＞

| 項目        | 国  | 札幌市  |
|-----------|--|--|
| (1)罹患率    | 全国民の25%                                  | 全市民の25%  |
| (2)流行期間   | 8週間<br>(約2ヵ月)                            | 8週間<br>(約2ヵ月)                                  |
| (3)入院患者   | 約200(53)万人<br>(1日最大で約39.9(10.1)万人の患者が入院) | 約182,800(36,940)人<br>〔1日最大で約2,020(400)人の患者が入院〕 |
| (4)死者数    | 約64(17)万人                                | 約9,800(1,870)人                                 |
| (5)職員の出勤率 | 60%                                      | 60%<br>保育園等の休園に伴う育児等、職員本人及び家族の感染(感染疑い)         |

※重度推計(中等度推計)

＜新型インフルエンザによる社会・経済的な影響＞

- ・職員本人の罹患や罹患した家族の看病等により、職員の40%程度が出勤できない場合を想定。

表：発生段階と社会・経済状況の想定

| 発生段階     | 想定される社会・経済状況  |
|----------|---|
| 海外で発生の疑い | <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国者が増加</li> <li>・出張や旅行の自粛</li> <li>・市民やマスコミからの問い合わせが増加</li> </ul>   |
| 海外発生期    | <p>流行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で感染者が続発</li> <li>・WHOがフェーズ4を宣言</li> <li>・国内では未発生</li> </ul> <p>社会状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外からの帰国者が増加する</li> <li>・保健所や医療機関等への問い合わせが増加し始める</li> <li>・市民の関心が高まる</li> <li>・帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の海空港で相当な混雑が発生</li> <li>・出張や旅行の自粛</li> <li>・市民の不安が増大し、保健所、医療機関等へ市民やマスコミからの問い合わせが増加</li> <li>・食料品・生活必需品に対する需要が増加</li> <li>・マスク、消毒液等の需要が増加</li> </ul> <p>市の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内発生に備えた準備</li> <li>・積極的疫学調査等への協力</li> <li>・市民への広報強化</li> </ul> |

|        |  |
|--------|--|
| 国内発生早期 | <p>流行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内で感染患者発生（感染集団は小さく限定、疫学調査が可能）</li> <li>・市内では未発生</li> </ul> <p>社会状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国者・接触者相談センターや市コールセンターへの相談急増</li> <li>・市民やマスクミからの問い合わせが急増</li> <li>・過熱報道による混乱が発生する</li> <li>・市民が外出を自粛し始める<br/>（百貨店、劇場、映画館等の集客施設への来客数が減少、施設が休業）</li> <li>・食料、生活必需品等を求める市民が急増する<br/>（食料、日用品、医薬品、マスク・消毒薬、ガソリン、現金などの不足）</li> <li>・市民の不安が高まり、各種相談や医療機関の受診等が増加する等</li> <li>・一部事業者で不要不急の事業を縮小・休止する動き</li> <li>・一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動き</li> <li>・需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇止め等が増加</li> <li>・マスク等の防護具の購入が困難になる可能性</li> </ul> <p>市の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内発生に向けた医療体制の準備</li> <li>・積極的疫学調査</li> <li>・市民への広報強化</li> </ul> |
| 市内発生早期 | <p>流行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で感染患者発生（感染集団は小さく限定、疫学調査が可能）</li> </ul> <p>社会状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民やマスクミからの問い合わせが急増</li> <li>・学校、保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業</li> <li>・発症者との濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤困難になる事態発生</li> <li>・事業者において不要不急の事業を縮小・休止する動き拡大</li> <li>・事業者において来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動き</li> <li>・マスク等の防護具の購入が困難になる可能性</li> <li>・需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇止め等が増加</li> </ul> <p>市の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者への対応（治療、入院措置等）</li> <li>・地域封じ込め対策を実施</li> <li>・積極的疫学調査</li> <li>・医療対策実施、医療機関支援</li> </ul>  |
| 市内感染期  | <p>感染状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で急速に感染が拡大、大流行<br/>（疫学調査で追えなくなる、入院措置による効果の低下）</li> <li>・最終的に市民の約25～30%が発症している状況となる</li> </ul> <p>社会状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抗インフルエンザウイルス薬を求める患者が多数医療機関に来訪するなど、混乱が発生</li> <li>・医療資源（医師・看護師、医薬品、人工呼吸器等）の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現</li> <li>・学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業等が拡大</li> <li>・電力、上下水道、ガス、電話などのライフライン事業、公共交通機関の運行は概ね維持。利用者が減少した場合、運行本数が減少</li> <li>・流通・物流の停滞、生産・輸入の減少により食料品・生活必需品の供給不足が発生するおそれ</li> <li>・経済活動が大幅に縮小、企業の経営破たんが増加、雇用失業情勢が悪化</li> <li>・医療機関の受診者（発症者）が急増する、医療機関で感染が広がる</li> <li>・多くの市民が外出を自粛する</li> <li>・休業する企業が急増する</li> <li>・食品・生活必需品等が慢性的な供給不足となる</li> </ul>  |

|     |   |
|-----|---|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の欠勤等により、公共交通・物流の稼働レベルが低下し始める等</li> <li>・家族全員が感染している家庭が増加</li> <li>・市内で発症者や死者が増加し始める</li> <li>・火葬・埋葬などが追い付かない</li> <li>・看護できない患者、介護できない高齢者等に対する行政支援必要となる</li> <li>・多くの市民が外出自粛、備蓄食料等が不足し始める</li> <li>・企業が休業、事業継続を図る企業も従業員の欠勤により稼働レベル低下</li> <li>・生活に窮する市民、資金繰りに窮する中小企業が増加する</li> </ul> <p>市の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止、社会活動の縮小要請</li> <li>・不要不急の外出自粛要請</li> <li>・学校・保育園等の休校措置</li> <li>・事業活動自粛要請</li> <li>・社会経済機能維持事業者による事業継続にむけた各種調整・要請</li> <li>・公共交通機関の運行縮小</li> </ul> |
| 小康期 | <p>感染状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流行の鎮静化</li> </ul> <p>社会状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会が安定し始める</li> <li>・経済活動が一部正常化</li> <li>・新規の発症者が減少し始める</li> <li>・市民が外出し始める</li> <li>・医療機関が診療体制を再整備し、通常診療を再開する</li> <li>・生活に窮する市民が発生し、支援が必要となる</li> <li>・企業が事業再開の準備を行う</li> <li>・再建できない企業も発生し、支援が必要となる</li> </ul> <p>市の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種要請の解除、再流行への備え</li> <li>・事業活動自粛要請、運行自粛要請等の解除の判断</li> <li>・医療機関の診療体制等の建て直し</li> </ul>  |

### 第3章 業務継続計画の基本的考え方

#### 3.1 業務継続の基本方針

##### 3.1.1 札幌市の役割

インフルエンザは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定される疾病であり、平時の対策は保健福祉局保健所等が中心となり取組んでいる。

しかし、新型インフルエンザ対策では、健康被害を最小限に止めるための医療対応だけでなく、感染拡大の防止対策を積極的に講じていくことが重要であり、感染拡大防止のためには、社会活動におけるヒト－ヒト感染の機会を少なくする必要がある。

そのため、市民への広報活動、学校・通所施設等の臨時休業、イベントの中止、企業活動等の自粛、市民集会や外出の自粛を求めること等、社会・経済活動に対する迅速かつ的確な対策の実施が重要である。

従って、新型インフルエンザ対策における札幌市の基本的な役割は、単なる感染症対策ではなく、市民に最も身近な基礎自治体として、行政・医療機関・学校・民間事業者・市民等と連携・協働し、札幌市全体で取組む体制を

整備することである。

札幌市の主要な役割は以下のとおりである。

- 1 新型インフルエンザに対応した医療対策の実施（帰国者・接触者外来・相談センターの設置等）。
- 2 新型インフルエンザの流行により、生活に支障を来たす可能性が高くなることが想定される市民（独居高齢者、障がい者等）に対する支援。
- 3 公共サービス提供者として市役所機能の維持。上下水道、公共交通等のライフライン確保を含む市民生活の基盤となる行政サービスの継続。
- 4 新型インフルエンザの流行状況・対策等に関するきめ細かな情報提供。

### 3.1.2 業務継続の基本方針

札幌市が上記の役割を十分果たすためには、職員の生命・健康を守りつつ必要な業務を継続するための対策を講じていく必要がある。このため、新型インフルエンザ発生時における感染防止策を徹底するとともに、不急の業務を縮小、または休止・中断することにより業務の絞り込みを行い、真に必要な業務に資源を集中させる。

業務継続の基本的な考え方としては、新型インフルエンザ対策業務を優先的に実施するほか、最低限の市民生活維持等に必要な業務（以下「一般継続業務」という。）を継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。

職員への新型インフルエンザの感染を防止し、4.2において定める新型インフルエンザ対策に係る業務等を実施・継続するため、新型インフルエンザの発生以降、一般継続業務を担当する職員を含む全職員の感染防止について最大限の配慮を行うとともに、一般継続業務以外の業務を一時的に縮小又は休止・中断し、一般継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員を確保する。

特に、感染拡大につながるおそれのある業務については、積極的に休止・中断する。

3.1.1における役割を踏まえた業務継続の基本方針は以下のとおりである。

- 1 新型インフルエンザ対策に関する業務は、優先的に実施する。
- 2 市民生活の維持のため最低限必要な業務については、職場における感染防止策を徹底し、勤務体制を工夫するなどして、適切に継続する。
- 3 上記1、2以外の業務については、大幅に縮小又は休止・中断し、人員を新型インフルエンザ対策業務に投入する。
- 4 上記1、2以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力休止・中断する。

- 5 新型インフルエンザ様症状のある職員等に対し、病気休暇等の取得及び外出自粛の徹底を要請する。
- 6 患者と濃厚接触し、感染症法第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認め、外出自粛の徹底を要請する。
- 7 窓口等市民と直接接する業務においては、新型インフルエンザの流行の各段階においても原則として閉鎖等を行わず、縮小しつつ業務を継続するが、職場・窓口等から市民等へ感染を拡大させないため、十分な感染防止策を講ずる。
- 8 職員の健康維持を第一に考え、感染防止について職員への指導を徹底するほか、来庁者等に対しても感染防止策の順守を要請する。
- 9 職場・窓口等で感染の疑いのある者が発見された場合を想定して、その対処方法を定めておくなど、必要な措置を講ずる。
- 10 継続計画に定めた事項については、新型インフルエンザの流行状況や重症化度に応じて相応の期間ごとに柔軟に対応する。

### 3.1.3 発生段階別の具体的方策の検討

新型インフルエンザは被害が長期間にわたり、また、発生してから終息するまで複数の段階がある。

継続計画では、新型インフルエンザ発生段階における市内発生早期、市内感染期において最大で職員の 40% が出勤できない想定をしておき、平常時にも増して、各局（区・室）における意思決定過程を確保しておくことが重要となる。

それぞれの段階において、適切な業務継続が図られるよう、下記の手続きを経て、新型インフルエンザ対策における業務継続の具体的方策を定めておく。

- 1 発生段階ごとの人員の確保状況や感染状況を想定し、継続や縮小等をすべき業務の水準や程度（目標）を検討する。
- 2 発生段階に応じ、職場における人員体制、感染防止策等を整理する。

## 第 4 章 業務の優先区分

### 4.1 業務優先区分の基本的考え方

新型インフルエンザが発生した場合においても、札幌市では、社会・経済活動を維持し、市民生活を守るため、新型インフルエンザ対策に関する業務や、最低限の市民生活の維持等に必要な業務を休止・中断することは許されず、適切な意思決定に基づき各種業務を継続していく必要がある。

一方、新型インフルエンザ発生時には、多くの職員が本人の罹患や家族の看病等のため休暇を取得し、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を

要請され、出勤できなくなることが想定される。さらに、新型インフルエンザの感染拡大時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。

このため、職員の生命・健康を守りつつ、必要業務を継続するためには、職場における感染防止策を徹底するとともに、不急の業務を縮小又は休止・中断することにより業務の絞り込みを行い、真に必要な業務に人的資源を集中させることが必要となる。

## 4.2 業務の優先区分

3.1.3における執務体制が確保されている前提の下で、札幌市の業務を以下の4つの業務に区分する。

### (1) 新型インフルエンザ対策業務

新型インフルエンザ発生時・流行時において、市民を新型インフルエンザから守り、感染拡大を防ぐため優先的、緊急に実施すべき業務。行動計画において取組むこととされている業務であって新型インフルエンザ発生・流行時に新たに発生し、又は業務量が増加する業務として、札幌市における通常業務とは区別して位置づける。

新型インフルエンザ対策業務には、札幌市における医療体制の整備等に係る対策業務のみならず、新型インフルエンザ発生時の社会・経済分野における混乱防止、社会機能維持事業者・所管事業者に対する指導・支援などの業務も含まれる。

### (2) 本市における通常業務

札幌市が通常実施している業務については、継続が不可欠なものから一時的に休止・中断できるものまでであることから、以下の3段階に区分する。

#### ① 一般継続業務

縮小や休止・中断をすると、市民生活や札幌市としての基本的機能に重大な影響を与えるため継続をしなければならない業務。

#### ② 縮小業務

業務の実施方法について工夫し、縮小が可能な業務。

#### ③ 休止・中断業務

休止・中断しても市民生活等に与える影響が比較的少ない業務。実施することにより感染拡大につながる業務。不急の業務。

行動計画では、国の行動計画における対策の実施時期等を勘案し、発生段階を6段階に分類している。この発生段階を前提として、各業務の対応時期と期間を定めることとする。

なお、各業務の実施にあたっては、新型インフルエンザウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、さらに職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。



### 4.3 業務優先度の判断

#### (1) 優先度判断の観点

業務優先度の判断にあたっては、下記の観点から行うこととする。

##### ア 休止・中断による社会的影響

- (ア) 市民の生命・安全の確保のうえで支障があるか。
- (イ) 市民に著しい不利益・不公平が発生するか。
- (ウ) 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。

##### イ 本市の他の業務への影響

休止・中断により、本市の行政機能や新型インフルエンザ対策に係る業務に支障があるか。

##### ウ 法令上の処理期限等

法令上の処理期限や業務の実施期限等の制約があるか。

##### エ 通常の業務実施体制継続の必要性

業務の性格上、通常期と同様の体制を維持する必要があるか。

- (ア) 新型インフルエンザ発生前とほぼ同様の勤務体制（場合によっては24時間勤務等）が必要な業務か。

例：危機管理業務、救急搬送業務

- (イ) 業務の実施方法の変更が可能な業務か。

例：各種窓口業務、支払業務

##### オ その他

- (ア) 流行期間中（8週間程度）業務を休止・中断しても、その後の対応が可能か。
- (イ) 感染拡大防止の観点から、積極的に休止・中断すべきと判断できるか。

#### (2) 優先度判断の手順

4.2 において示した4区分の業務のうち新型インフルエンザ対策業務については、行動計画における7項目に則して限定列挙する。休止・中断業務についても、網羅的に特定することができるものであることから、限定列挙する。一般継続業務については、4.5.2において示す業務を例示列挙する。上述の3業務区分のいずれにも該当しない業務はすべて縮小業務に含めるものとする。

#### (3) 業務優先度の判断に係る留意事項

- ・ 新型インフルエンザ発生時には、各局（区・室）における感染拡大を防止するため、所管業務に係る業務量はできるだけ縮小し、可能な限り作業や手続きの簡素化を図ること。

- ・業務優先度の判断においては業務継続の必要性と業務継続による感染リスクとのバランスについて部単位で意思統一を図ること。
- ・各局（区・室）を統括する立場にある課等は、それぞれの業務継続の検討に併せ、局（区・室）内各課の負担を軽減する観点から、具体的方策を検討すること。
- ・一般継続業務の範囲の特定にあたっては、新型インフルエンザの発生時においても真に継続することが必要な業務に資源を集中させるため、個々の業務を精査し、必要最小限に絞り込むこと。
- ・一般継続業務の範囲の特定にあたっては、継続業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではないこと。
- ・区における業務優先度の判断に際しては、各区の業務のバランスを図る必要があることから、本庁統括部課において、事前に優先区分分けの考え方を整理し、調整を行い、基本形を定めただうえで、各区において諸事情を勘案しつつ業務優先度の判断を行うこと。

#### 4.4 業務の優先順位

4.2において示した各業務の優先順位は、下記のとおりとする。

##### （新型インフルエンザ対策業務）

1. 札幌市が実施する新型インフルエンザ対策業務
2. 所管事業者等への新型インフルエンザ対策に関する指導・支援

##### （通常業務）

- ・一般継続業務
  3. ライフライン等の社会・経済機能の維持・管理
  4. 市民の生命を守るための業務
  5. まん延が長期にわたる想定の下で組織維持業務
- ・その他の業務
  6. 縮小業務
  7. 休止・中断業務

新型インフルエンザ対策業務及び一般継続業務に従事する職員が欠勤した場合には、原則としてその他の業務を行う職員を、上記の優先順位に従って一時的に充てることとする。

ただし、被害想定の下での各局等の業務や人員等の実態を考慮し、これらの原則的な業務の優先順位を変更することも考えられる。

## 4.5 業務優先区分の詳細（業務の内容）

以上の基本的な考え方を踏まえ、次に示す業務優先区分の詳細を参考に、業務の仕分け及び優先順位付けを行う。

### 4.5.1 新型インフルエンザ対策業務

札幌市として優先すべき健康危機管理上必要な業務を、行動計画における7項目に則して、以下に列举する。

#### (1) 実施体制

##### ① 危機管理体制の整備

危機管理対策室との緊密な連携の下、札幌市感染症対策本部の運営などを適切に行う。

- ・発生時における対策本部事務局体制強化及び維持・運営
- ・感染症対策本部会議、有識者会議等各種会合の開催
- ・庁内関係部との連絡調整等
- ・国、北海道、医療機関など関係機関との連絡調整等
- ・警察、自衛隊等との連絡調整等

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### ① サーベイランス

新型インフルエンザ発生後、当該ウイルスの特定、患者等のサーベイランス等により、感染の拡大・まん延防止を図ることが不可欠である。

ウイルス特定が十分に行えるよう、PCR検査等サーベイランスの業務を強化する。

- ・各種データの収集・分析と公表
- ・患者の発生動向調査
- ・積極的疫学調査
- ・PCR検査等

##### ② 情報収集・関係機関との連携

国、北海道、政令指定都市等他の地方自治体、医療機関その他関係機関と連携して、新型インフルエンザに関する正確な情報をできる限り迅速に収集する。

- ・新型インフルエンザに関する情報収集
- ・国、北海道等他機関及び他地方公共団体との連携
- ・被害情報の収集・集約・情報共有の総括等

### (3) 予防・まん延防止

#### ① 水際対策への協力

発生国からの帰国者の停留措置を行う可能性を踏まえ、国・北海道と連携した水際対策への協力を想定し、従事職員の体制を整備する。

#### ② 感染拡大防止対策

個人でできる感染防止策の周知徹底を図るほか、学校、社会福祉施設等の対応について、国、北海道、関係団体等と連携して、支援、調整等を強化する。

施設における対策については、通所型施設では、一時的な施設の休止要請を検討する必要がある、また入所型施設では施設内での感染拡大防止策が重要となり、それぞれにおいて異なった対応となる。

また、在宅サービスでは、事業者における感染防止対策を徹底するよう指導・支援を行う。

- ・個人でできる感染拡大防止対策の周知徹底
- ・学校、保育園、社会福祉施設・各種在宅サービス事業者等への適切な指導
- ・保育園、児童会館、幼稚園、学校等への感染予防策の徹底要請、休園・休校等の実施
- ・高齢者・障がい者施設等社会福祉施設・在宅サービス事業者への感染防止策の徹底要請、施設の維持・縮小等の実施
- ・集会・活動の自粛要請
- ・濃厚接触者への抗インフルエンザ薬の予防投与
- ・在宅療養者への支援
- ・斎場で火葬を行う場合の会葬者対応

### (4) 医療

#### ① 医療体制の確保に関する業務

市内発生早期においては、感染症指定医療機関・協力医療機関への入院措置を実施し、市内感染期においては、通常の医療機関においても新型インフルエンザ患者への診察を行うよう要請するなど、医療体制確保に関する業務が発生する。

また、新型インフルエンザ発生による患者の急増により、新型インフルエンザ以外の入院患者、外来患者にも多大な影響が及び、医療機関の混乱等が想定される中で、医療機関の支援や調整などの医療体制の確保に関する業務を強化する。

- ・新型インフルエンザ診療体制の構築

- ・帰国者・接触者外来の設置・運営と在宅・入院医療確保
- ・帰国者・接触者相談センターの設置・運営
- ・医師会等医療関係機関への新型インフルエンザ対策に関する協議
- ・医療機関への必要な指導、連絡調整等
- ・救急搬送業務
- ・感染予防策の医療機関、事業所等への周知
- ・その他医療の確保・維持

## ② 医薬品等に関する業務

抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等に関する業務が新たに発生する。予防投与等を実施するための体制を整備・確保するため、医療機関をはじめとする関係機関との連携等を強化する。併せて、市民に対する正しい知識、情報を適切に提供する。

## (5) 情報提供・共有

新型インフルエンザ対策を推進するとともに、一般継続業務以外の業務を円滑に縮小又は休止・中断するためには、札幌市における新型インフルエンザ対策及び業務継続に関する方針を市民に周知し、理解を求めることが重要である。このため、所管分野における広報手段を確立し、発生時においても、市民、事業者等に十分な情報提供を行うことができる体制を整備する必要がある。

また、感染拡大防止対策、医療対策等の内容及び市民・事業者が取るべき行動についても、報道機関等の協力を得つつ適切に情報提供を行う必要がある。

さらに、社会・経済機能維持のために、新型インフルエンザの流行状況や今後の見通し、国、北海道及び札幌市が実施する社会経済活動維持に係る対策について、関係機関を通じて得た情報等を報道機関等の協力を得つつ適切に提供する。

海外発生期には、報道や連絡の窓口として広報班を設置するとともに、情報提供・共有が円滑に実施されるよう、国及び北海道との相互の情報提供を迅速かつ密接に行う。

- ・新型インフルエンザに関する市民、関係機関への情報提供
- ・新型インフルエンザの知識と予防策等の市民への周知
- ・電話相談窓口の設置・運営
- ・報道機関への情報提供
- ・広報誌等による周知
- ・ホームページの管理・ホームページ等の印刷物の窓口配布
- ・市民に対する感染防止等の協力要請

## (6) ワクチン

鳥インフルエンザウイルスから製造したプレパンデミックワクチン、発生した新型インフルエンザウイルスを基に製造されるパンデミックワクチンに係る接種業務が新たに発生する。これらを円滑に実施できるよう備える。

- ・ワクチン接種に関する体制の構築
- ・ワクチンに関する医療機関等への周知
- ・ワクチン接種に関する市民周知・対応

## (7) 社会・経済機能の維持

- ① 新型インフルエンザまん延時における社会・経済機能維持のため、事業者に対し、最低限必要な事業の継続、それ以外の事業の縮小又は休止・中断にあたり、これら業務の仕分け、体制移行の時期等について、検討・決定に必要な助言・支援等を行う業務が新たに発生する。
- ② 不特定多数の者が出入する施設を管理する事業者等に対する指導
- ③ 事業者・市民における更なる感染拡大を防止するための対策等の推進
- ④ 新型インフルエンザの発生により、多数の死者が出た場合、適切な埋火葬体制の維持・強化（強毒性の場合火葬時間の延長、休日の火葬を考慮する必要があるため）

## (8) その他新型インフルエンザ対策に関する業務

発生時に具体的に感染防止策を講じるための業務は、新型インフルエンザ対策業務に該当することとする。感染防止策を実施するためには、マスク、消毒液の配布・補填、感染媒介の懸念がある箇所の消毒、訪問者の入館規制、面談場所の制限など、多数の庶務的な業務が必要となる。

### ① 人事関係業務のうち新型インフルエンザ対策に関する業務

- ・休暇制度の運用
- ・職員の感染状況の把握
- ・職員の参集情報の集約・把握
- ・職員の健康管理情報の集約・把握・職員の健康管理

### ② 新型インフルエンザ対策業務を実施するための環境を維持する業務

- ・庁舎の管理等感染防止業務
- ・マスク・消毒液の配布・補填
- ・感染媒介の懸念がある箇所の消毒
- ・訪問者の入館規制
- ・面談場所の制限

- ・ 食堂、自動販売機等の外部利用停止に関わる業務
- ・ 福利厚生・会計等業務のうち新型インフルエンザ対策関連業務

### ③ 新型インフルエンザ対策に関する業務

#### (i) 法令関係業務

新型インフルエンザ対策を行うために、条例・規則等の制定、改廃、施行の業務を迅速に行う必要が生じる可能性があることから、発生時においても継続する。

#### (ii) 議会对応業務

新型インフルエンザ対策を行うために、議会における議決等が必要となる場合には、感染防止策を十分に講じた上で、本会議、常任委員会等を開催する必要が生じる。

#### (iii) 予算編成業務

新型インフルエンザ対策を行うために、予算面で迅速に対応することが必要となる場合には、感染防止策を十分に講じた上で、対応を図る必要が生じる。

## 4.5.2 一般継続業務

新型インフルエンザの流行想定では、約2ヵ月間（約8週）の流行の波が2～3回継続するとされており、短期的な休止・中断にとどまらないことから、最低限必要な業務については平常時と同様に維持することが必要である。

市民生活の維持等に必要業務であって、一定期間、縮小又は休止・中断することにより市民生活、経済活動や札幌市の基本的機能に重大な影響を与えることから、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難な業務については、状況を踏まえつつ、業務継続を基本とする。

なお、一般継続業務であっても、まん延期の行政需要の低下により、一定期間休止したり、業務量を縮小したりすることが可能なものがありうる。また、例えば、1週間に一度集中的に実施すれば対応できるものなどもあると考えられることから、業務の内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施するための工夫を行う。

主な一般継続業務の例は、下記のとおりである。

### ① 市民の生命を守るための業務

年金、生活保護等の支給業務については、受給者の生活維持に直結することや、支給期日又は支給月が法令によって定められていることから、新型インフルエンザ発生時においても継続して業務を行う。

- ・ 国民健康保険資格取得事務

- ・ 高齢、障害、母子等各種給付申請受理事務
- ・ 母子健康手帳交付事務
- ・ 中小事業者向け融資事務
- ・ 国民健康保険資格関連事務
- ・ 高額医療費事務
- ・ 各種給付事務
- ・ 後期高齢者保険資格事務・給付事務
- ・ 障がい者に対する各種給付事務
- ・ 行旅人死亡事務
- ・ 高齢者に対する各種給付事務

## ② 病院、入所施設の管理・運営

流行により、要介護者や障害者等へのケアが不十分となることが想定される老人保健福祉事業及び介護保険事業、障害者福祉事業が適切に運営されるよう支援・調整等を行う。保護者の新型インフルエンザの罹患に伴い、要保護児童が増加することが想定されることから、児童福祉事業が的確に運営されるよう関係機関・施設等に対する支援に関する業務が考えられる。

- ・ 保育園、児童館、児童館等管内施設の管理運営
- ・ 特別養護老人ホーム、地域包括支援センター等施設の管理運営
- ・ 障がい者福祉施設等管理運営

## ③ 道路・上下水道、清掃等のライフライン維持管理

- ・ 上水道維持管理業務、浄水処理業務、水質監視・管理業務
- ・ 下水道維持管理業務、下水処理業務
- ・ ごみ収集・焼却、清掃工場の操業業務
- ・ 道路・河川等の維持管理業務
- ・ 除雪業務
- ・ 交通業務

## ④ 消防・災害対策に関する業務

新型インフルエンザ発生時においても、地震や風水害等の大規模災害等が発生することも想定されるため、こうした場合において適切に対策業務等が遂行できるようにする。

- ・ 消防業務
- ・ 危機管理（国民保護事務を含む）
- ・ 防災行政無線等情報通信体制の維持継続
- ・ 地震、台風等自然災害への対応体制の維持継続



⑤ 市の継続業務を実施するための環境を維持する業務

組織体制を維持するために継続することが必要な主な業務としては、継続業務を支援する以下の業務があげられる。

- ・ 庁舎維持管理（メンテナンス、空調管理等）業務
- ・ 市ホームページ・庁内 LAN、ネットワーク等の維持業務
- ・ 意思決定者支援等本市の重要な意思決定に必要な業務
- ・ 法令等関連業務
- ・ 物品購入・契約
- ・ 予算関連業務
- ・ 会計出納業務
- ・ 市有施設管理業務

※ 福利厚生・人事・庶務等業務においては、新型インフルエンザ対策業務において継続することとされている感染拡大防止対策業務である福利厚生業務（感染者数の把握、マスクの配布等）、人事業務（休暇制度の運用等）、庶務業務（庁舎管理、マスク・消毒薬の調達等）等と平行して業務を行うこととなる点に留意する。

⑥ 職員の健康管理、生活維持に係る業務

新型インフルエンザ発生時においても、職員の生活や生命・健康を守るために、次のような業務は継続することが必要である。

- ・ 職員の給与・手当の支給、保険等に関する業務
- ・ 職員の勤務管理（業務継続計画の実行）業務
- ・ 職員の安全・衛生に関わる業務
- ・ 診療所の運営等

⑦ 市民生活に必要なサービス等提供業務

- ・ 札幌市コールセンター運営
- ・ 広報・広聴業務

⑧ 医療・保健（新型インフルエンザに係るものを除く。）

新型インフルエンザ以外の疾患に罹患した者に対し、医療を継続することが必要となる。新型インフルエンザの発生により、医療機関への患者が急増することが予想されるが、そうした中においても、混乱が生じないように事態を把握し、市民の生命・健康の維持を図る。

周産期医療、人工透析医療及び難病患者等医療（人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者その他特殊な医療を必要とする患者に対する医

療)の確保についての調整、医療機関等に対する助言・支援を行う。

- ・健康危機管理に関する業務(新型インフルエンザ関連以外)
- ・医療の確保(新型インフルエンザ関連以外)

#### ⑨ 休止すると重大な法令違反となる業務

#### 4.5.3 縮小業務：

縮小が可能な業務、感染拡大のリスクの高い業務、感染拡大につながる恐れのある業務については、状況を踏まえつつ、業務体制を縮小していく。庁内の執務状況によっては、適宜、新型インフルエンザ対策業務に必要な人員を確保するため、局(区・室)を横断しての動員も検討する。

当該業務においては、新型インフルエンザ対策業務、一般継続業務、休止・中断業務以外の業務は、全て縮小業務に区分する。

業務を実施するにあたっては、インターネットや電子メールの活用など代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期を検討する。

主に以下のような業務が該当する。

#### ① 施策・制度の企画立案

- ・施策の企画・立案・調整、調査研究の分析等

#### ② 法令関係業務、補助金執行業務、情報公開請求業務、審査請求業務等

- ・条例等の制定・改廃・施行
- ・議会对応
- ・予算・決算、経理、契約
- ・情報公開請求
- ・審査請求

#### ③ 立ち入り検査、統計、調査研究、印刷物の作成

- ・食品検査業務
- ・飲食衛生業務
- ・防疫業務
- ・文書管理業務

#### ④ 感染拡大につながる恐れのある業務

- ・不特定多数の者が集まる場を設定する説明会や委員会等の業務

⑤ 感染リスクが高い業務

(窓口における届出対応・交付業務等人と接触することの多い業務)

- ・ 戸籍届出等法定届出受理
- ・ 転入出等住民記録
- ・ 外国人登録
- ・ 印鑑登録証明書等証明発行事務
- ・ 保健指導
- ・ 栄養指導
- ・ 母子保健等各種訪問
- ・ 市立小中学校、幼稚園の就学・就園事務

⑥ 対面業務を中止して、工夫して実施する業務

- ・ 調査業務
- ・ 感染症対策業務

⑦ 許認可、行政処分に係る業務

- ・ 建築確認申請及び各種許可、認定等の審査事務
- ・ 免許交付・更新業務

⑧ 相談業務

- ・ 保育園入園相談等
- ・ 生活保護に関わる法定事業（相談、認定、訪問等）

⑨ その他、新型インフルエンザ、一般継続、休止・中断のいずれにも属さない業務

- ・ 庶務業務
- ・ 要援護者対策医療の確保
- ・ 福祉施設の機能の維持
- ・ 訴訟業務

#### 4.5.4 休止・中断業務

緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、休止・中断が可能な業務であり、市民生活や経済活動に一定の影響はあるが、新型インフルエンザ対策業務及び一般継続業務を非常時において推進するために一時的に休止・中断することもやむを得ないと考えられる業務。

以下の業務については、状況を十分に踏まえながら、休止・中断が可能なものについては、市内感染期が収束するまでの間、業務を休止・中断する。

なお、感染リスクの高い業務については、発生時から段階的に業務を縮小し、

市内感染期には基本的には休止・中断とするなど、果敢な判断をすることとなる。休止・中断の時期等については、別に定める。

① 休止業務：不特定多数の者が集まる場や機会を提供する業務

- ・ 不特定多数の者が集まる施設  
(集会施設、美術館、図書館、スポーツ施設、遊園地等)
- ・ 学校 (小中学校、高校、大学、幼稚園等)
- ・ 福祉・介護事業 (通所サービス)
- ・ 姉妹都市交流等国际交流業務
- ・ 統計調査業務
- ・ 税務調査業務、税の過誤納付還付業務
- ・ 緊急性を要しない管理・調査業務
- ・ 一般的な工事業務
- ・ 関係機関等への指導・監査業務
- ・ 遠隔地への各種出張業務
- ・ 会議、式典等不特定多数の者が集まる業務
- ・ 普及啓発業務
- ・ 福利厚生業務 (保険・給付業務以外)
- ・ 栄典・表彰・式典等業務
- ・ 研修・講演等の開催業務
- ・ 資格試験の実施業務
- ・ 企画、調査、政策立案業務
- ・ 地域振興等業務
- ・ 健康づくり業務
- ・ 母子保健業務
- ・ その他 (不急のもの)

② 閉鎖する施設

- ・ 各市有施設

各施設の開閉等の判断については、施設所管課において、どの時点でどのような形で行うかなどを、あらかじめ想定をしておく。

(注) 市の文化施設、スポーツ施設等札幌市の施設の多くは、指定管理者による運営がされているため、今後、各団体と協議の上、その取扱いを定める。

③ 休止するイベント等

- ・ 本市主催文化行事等
- ・ 本市主催スポーツイベント等
- ・ 施設見学 (中央卸売市場、環境局、交通局、水道局、下水道局等)

表 発生時における業務優先区分の仕分けについての考え方

| 区分            | 内 容  | 業務の性格   | 発生時の体制   | 稼働人員  |
|---------------|--|---|--|---|
| 新型インフルエンザ対策業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ発生時に新たに生じる業務</li> <li>・新型インフルエンザ発生時に、業務量増加などで平常時より強化を必要とする業務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ対策行動計画 や新型インフルエンザ対策ガイドラインで取組むこととされている業務であって、新型インフルエンザの発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外発生期から、スプリットチーム（班交代制）の活用により、体制を維持、強化</li> <li>・縮小・休止・中断業務から人員補充</li> </ul>  | 【増加】<br>通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小、休止・中断業務からの補充人数を加える        |
| 通常業務          | 一般継続業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低限の市民生活の維持等に必要業務であって、一定期間、縮小・休止・中断することにより市民生活、社会経済活動に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの</li> <li>・市の意思決定や継続業務を実施するための環境を維持するための業務</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内発生早期から、スプリットチームの活用により、体制を維持</li> <li>・可能な範囲で在宅勤務や自宅近くの出先機関での勤務を活用</li> </ul>   | 【若干減少】<br>通常人数から出勤不可能人数を減ずるが局間での人員補充は行わず、局内での対応を原則とする |
|               | 縮小業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小が可能な業務</li> <li>・流行中も業務を休止できないが、「継続業務」には該当せず、感染拡大防止等の観点から通常の業務内容を縮小する業務</li> <li>※実施の遅延により市民生活や社会経済活動に一定の影響はあるが、業務資源配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小がやむを得ないもの</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内発生早期から業務縮小を開始し、新型インフルエンザ対策業務へ人員を補充</li> <li>・必要に応じ、スプリットチーム活用</li> <li>・可能な範囲で在宅勤務や自宅近くの出先機関での勤務を活用</li> </ul>   | 【大幅減少】<br>通常人数から出勤不可能人数及び新型インフルエンザ対策業務への補充人数を減じる      |
|               | 休止・中断業務  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ発生時に原則として休止・中断する業務</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急に実施することが必須ではなく、一定期間の休止・中断が可能な業務</li> <li>・流行の終息後に先送りすることが可能な業務・感染拡大防止等の観点から積極的な休止等が望ましい業務</li> <li>※実施の遅延により市民生活や社会経済活動に一定の影響はあるが、業務資源配分の優先順位の観点から一定期間の休止・中断がやむを得ないもの</li> </ul> |   |

- ※ 上記優先区分は、流行状況、発生時の行政需要等を踏まえて柔軟に判断する
- ※ この業務優先区分は、強毒性の新型インフルエンザ発生時の感染防止等の観点から選定したもので、平常時の業務の重要度とは異なる。

## 第5章 業務継続のための執務体制

実際に新型インフルエンザが発生した場合に、継続計画が有効に機能するためには、人員計画や物資調達計画等をあらかじめ策定しておく必要がある。

一般継続業務の範囲を決定後、その業務に関して必要となる人員、物資等（必要資源）を整理する。一般継続業務以外の業務についても、縮小又は休止・中断するための手続きや広報が必要となり、また、代替策を講ずる必要が生ずる場合もあると考えられ、これらに関わる業務と必要な人員、物資等を整理する。

以下において、継続業務とそれ以外の業務優先区分の仕分け、継続業務を遂行するために必要な人員、物資等の確保等について整理する。

詳細については、「対応マニュアル」において具体的に定める。

なお、新型インフルエンザの発生中に他の災害等が発生した場合の人員体制、必要な物資の確保等についても、考慮することが必要である。

### 5.1 新型インフルエンザ発生時の執務体制

#### 5.1.1 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ発生時に、業務上の意思決定者である幹部・管理職の機能が途絶することのないよう、代決権の確保等の措置を講ずる。

一般継続業務に携わる幹部・管理職については、感染防止対策を講ずることはもちろんのこと、当該幹部が罹患し、職務執行が難しくなった場合を想定し、「対応マニュアル」において次の事項について検討する。

- ・権限者の罹患に備えて、代決権者を指名しておく。
- ・権限者と代行者が同時罹患しないよう、同時同場所の勤務を避ける。等

#### 5.1.2 初動体制

新型インフルエンザが発生し、海外発生期に至った段階で、札幌市感染症対策本部の本部長は、対策本部事務局の設置を指示する。

本部長は、対策本部における初動要員として保健福祉局保健所職員を指名する。

初動要員は、新型インフルエンザ発生時（海外発生期～小康期）において、行動計画に記載されている業務（各担当部で行うべきものを除く。）を、対策本部の指揮下において遂行する。

#### 5.1.3 発生時の人事制度

新型インフルエンザの各発生段階のうち、市内発生早期、市内感染期において

は、職場において弾力的な執務体制が可能となるよう人事制度等についての検討を行う。

人員計画の作成の際における、一般継続業務における部署間応援やスプリットチーム（班交代制）の編成等について「対応マニュアル」に定める。

## 5.2 人員計画等の作成

実際に新型インフルエンザが発生した場合に、継続計画が有効に機能するために、個々の職員や業務名を特定した具体的な形式により、人員計画や物資調達計画等を策定する。

それぞれの業務に関して必要となる人員、物資等（必要資源）の整理方法については、別に定める。

### 5.2.1 継続業務に必要な職員の抽出

人員計画は、課単位で、通勤時や勤務時の感染リスクの低減や勤務体制の工夫を含めて検討する。

その際、学校、保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足等により、家族の都合で出勤困難となる可能性のある職員を具体的に把握し、それを織り込んだうえで作成する。

庁内のすべての部について、現状人数、発生後のピーク時に現状業務を継続する最低人数及び発生後の新型インフルエンザ対策業務を含めた業務維持に必要な人数を整理する。

※実際の発生時には、発生状況や行政需要の実情等を踏まえながら弾力的に判断していく。

#### (1) 業務の代替可能性の整理

発生時に継続する業務のうち、専門知識が必要な業務（特別な資格や技能を要する業務等）を洗い出し、代替可能性を高めるための対策を講じる。

このような対策を講じることが困難であり、当該職員の代替対応の可能性が低い場合には、感染を避けるため、当該職員が一定期間庁舎内や近隣施設に宿泊することや、在宅等で業務を実施できる方策も検討する。その際、宿泊する職員のため、生活に必要な物資（食料品、生活必需品等）の備蓄や調達方法、IT技術の活用についても検討する。

＜代替可能性を高めるための方策の例＞

- ・スキルの標準化：マニュアル等の作成
- ・バックアップ要員の確保：同等のスキル保持者のリストアップ  
過去の業務経験者のリストアップ  
研修・訓練

## (2) 出勤に支障が生じる可能性の整理

局（区・室）ごとに、新型インフルエンザ発生時に出勤困難となる可能性とその要因を把握する。

## (3) 執務方法の検討

職員の感染リスクを下げるため、勤務方法、通勤方法、事務室スペースのあり方、宿泊施設等の確保について検討する。

## (4) 職員ごとの執務方法の割当て

各局（区・室）の長は、すべての職員について執務方法を割り当て、勤務シフト表を作成する。

## 5.3 出勤可否の確認と人員計画の運用

新型インフルエンザ発生時、職員の出勤可否の確認を行いつつ、弾力的に人員計画を運用する。詳細については別に定める。

### 5.3.1 出勤可否の確認

各部課の責任者は、職員からメール等によって出勤可否の確認状況等を報告させる。

### 5.3.2 人員計画の運用

各局（区・室）の長は、当面の職員勤務シフトを決定する（概ね1週間ごと）。その際、安否確認の結果及び業務の状況に基づき弾力的に調整する。

### 5.3.3 通常の執務体制への復帰

小康期においては、通常の執務体制に速やかに復帰する。

### 5.3.4 人員計画の円滑な実施

人員計画を円滑に実施するため、発生時の職員及びその家族の感染状況、職員の出勤状況等を速やかに把握するための具体的手順、職員の症状別の対応と人事制度上の取扱い（病気休暇等の取得、自宅待機の命令等）等を整理する。

人員計画の実施にあたっては、継続計画の発動期間中、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮する。



### 5.3.5 公務上の災害等の考え方

職員が公務中に新型インフルエンザに罹患し、健康被害が生じた場合、公務災害の認定にあたっては、当該災害が官の管理下で発生したものであり（公務遂行性）、また、公務と災害との間に相当因果関係がある（公務起因性）場合には、公務災害が認められる可能性があるが、個別事案ごとの判断が必要となる。

## 第6章 継続計画の実施

### 6.1 継続計画の発動

#### 6.1.1 継続計画の発動

海外で新型インフルエンザが発生し、国の新型インフルエンザ対策本部が海外発生期を宣言した場合、「札幌市感染症対策本部」を開催し、本部長の決定に基づき継続計画を発動し、あらかじめ決めておいた初動体制に移行する。継続計画の発動は、本部会議の決定を踏まえ、本部長が行うものとする。

初期段階（海外発生期、国内発生早期）では、発生した新型インフルエンザの重篤性、感染力等が不明である可能性が高いため、縮小又は休止・中断業務については、状況を見ながら縮小、休止・中断するのではなく、重篤な場合を想定して対応し、その後、状況を踏まえて縮小又は休止・中断の見直しを検討する。

国から基本的対処方針等の新たな方針が示された場合には、札幌市においても新たな対応方針について検討を行い、必要な対策をとる。

継続計画の発動等に際しては、庁内各局（区・室）のみならず、業務に関係する機関などに十分に周知等を図る。

#### 6.1.2 業務継続計画の発動時期及び内容

業務継続計画発動の時期は、行動計画における発生段階及び庁内各所属における職員の欠勤状況により、下記の4段階に設定する。それぞれの段階における発動時期は一応の目安としているものであり、流行状況等により前後する場合がある。それぞれの段階における体制の詳細については、対応マニュアルに定める。

#### 第1段階

発動時期：海外発生期

概要：対策本部事務局設置、各局（区・室）における対策体制の整備

発動対象：危機管理対策部、保健所、衛生研究所、消防局、病院局

## 第2段階

発動時期：国内発生早期

概要：対策本部事務局体制の強化

各区保健センター等関係部からの応援職員の動員

対策本部におけるスプリットチーム体制の開始

発動対象：危機管理対策部、保健所、衛生研究所、消防局、病院局等

## 第3段階

発動時期：市内発生早期

概要：対策本部事務局体制の強化

庁内全局（区・室）からの応援職員の動員の検討

対策本部におけるスプリットチーム体制の維持

対象：全庁各課

## 第4段階

発動時期：市内感染期

概要：対策本部事務局体制の維持

庁内全局（区・室）からの応援職員の動員の検討

所属の状況に応じた業務継続計画の実施

→ 各所属の欠勤状況等に応じ、別表に定める業務継続計画に従って業務の継続、縮小、休止・中断を行う。

対象：全庁各課

### 6.1.3 各局（区・室）の体制

ア 各局（区・室）は、新型インフルエンザ対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、本部長から発動の指示等があった場合には、速やかに継続計画を実行する。その際、あらかじめ定めておいた人員体制等を、実際の状況に合わせて調整する。

イ 各局（区・室）における継続計画の実施責任者は、局長職とする。

ウ 各局（区・室）は、新型インフルエンザの発生段階に応じ、職場における感染防止策や継続すべき業務内容を変更する。また、欠勤者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統も変化することから、各局（区・室）における業務継続の実施責任者は、実際の状況に応じて対応の変更、又は計画の修正など、弾力的な運用を行う。

## 6.2 業務の縮小、休止・中断等の実施

### (1) 縮小、休止・中断等の実施

本部長が継続計画を発動した場合には、当該計画に基づき、市民生活の

維持に必要不可欠な業務等を継続するとともに、あらかじめ定めた縮小、休止・中断業務について、発生段階に応じて実行する。

## (2)業務の代替措置

継続する業務についても、感染の予防・まん延防止の観点から、業務の実施方法や取扱いの変更等の代替措置を検討する。

## 6.3 状況に応じた対応

新型インフルエンザの流行状況の進展に応じ、計画に沿って、人員体制等を変更していく。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。

## 6.4 通常体制への移行

### 6.4.1 通常体制への移行の決定

国において新型インフルエンザの流行が小康期に入った旨の宣言が行われた段階で、市内の流行状況及び有識者会議の意見等を踏まえ、通常体制への移行を検討し、本部長が決定する。

発症した職員の多くは治癒し、勤務可能となることが想定される。小康期の後、第二波、第三波が来る可能性があることから、こうした可能性も考慮し、第二波、第三波に備えた対応を検討する。

## 6.5 継続体制及び通常体制への移行の周知

市が継続計画の発動により業務体制を移行した時点で、速やかに各種媒体（市ホームページ、マスメディア、広報紙等）を通じて市民に広く周知し、市の体制移行（一部業務の縮小・休止、来庁の自粛、やむを得ず来庁する場合のマスク等の着用等）について、市民及び事業者等に協力を求める。

## 第7章 継続計画の公表、教育・訓練等

### 7.1 公表・周知

継続計画は速やかに公表し、必要に応じて説明を行う。

さらに、市民及び事業者等に対して広報を行い、新型インフルエンザ発生時には一部の業務を縮小又は休止・中断せざるを得ないことについて理解を求める。

### 7.2 教育・訓練・継続運用

#### 7.2.1 教育・訓練

継続計画の実施責任者である札幌市感染症対策本部は、新型インフルエンザ対策業務及び一般継続業務に従事する職員に対し、発生時の対応について

周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

特に、初動体制の整備及び庁舎内において発症者が出た場合の対応訓練等については、定期的に行うものとする。

- 訓練等において確認・見直しすべき事項
  - ア 職員の時限的応援措置の方法
  - イ 窓口業務の業務継続及び庁舎の構造に応じた入退庁管理の手法
  - ウ 本部体制下での予算措置、調達事務等の手続き
  - エ 庁内事業の縮小・休止の判断
  - オ 業務の休止・中断に伴う法的責任と免責範囲の検討

### 7.2.2 継続運用

策定後、継続計画の実効性について定期的に検証を行い、より実効性の高い計画となるよう修正等を図っていく。

そのため、継続計画の確認・見直し作業を、毎年度実施することとする。

## 第8章 業務優先区分の選定

### 8.1 全庁における業務優先区分の選定

継続計画の策定にあたっては、各局（区・室）の業務について業務継続計画総括表（以下「総括表」という。）を作成する。総括表は、強毒性の新型インフルエンザの発生から流行のピーク期に至るまでの各段階の状況を想定し、各職場における業務の優先順位と人員計画についてあらかじめ定めておくものである。

全庁各課の所管業務について、発生段階ごと（市内感染期は職員欠員の割合ごと）に4つの業務優先区分に振分ける。振分けを行う際の基準となる業務は、札幌市事務分掌規則（昭和47年3月27日規則第23号）別表など任命権者ごとに定める課単位での事務分掌を基本とするが、各職場における業務の実態・特徴に合わせ作成することも可としている課もある。

（例：「係等事務分担」に基づく方法、実態に則した事務分掌に基づく方法など）

### 8.2 業務継続計画総括表作成の作業内容

総括表作成にあたっての作業内容は下記のとおりとした。

#### ① 業務優先区分の振分け

課内の所管業務について、発生段階ごと（市内感染期は職員欠員の割合ごと）に4つの業務優先区分（新型インフルエンザ対策業務、一般継続業務、縮小業務、休止・中断業務）に振分ける。

#### ② 人員計画の作成

強毒性で感染性の高い新型インフルエンザの流行ピーク時における最

悪のケースを想定し、課内での人員確保の目安のため、更には、局部内での人員の確保・応援体制構築のために用意する。

### ③ 「所属における課題」欄への記入

総括表作成過程で発見された、業務継続計画発動に伴う各課の課題・懸念等について記入する。

## 8.3 業務優先区分選定結果と分析

今回の総括表作成にあたっては、基本的に、通常業務の振分けを行い、対策本部が実施する新型インフルエンザ対策業務（通常業務にはない新たな業務）については、各局（区・室）の通常業務の中には入れ込んでいない。

全体の業務数に比して新型インフルエンザ対策業務は少なくなっているが、これは、新型インフルエンザ対策業務が通常業務とは切り離して、対策本部事務局を設置し、保健所職員を中心に専従する体制をとることによるものである。すなわち、対策本部事務局では、通常業務とは切り離して対策に係る事務分掌を編成し、新型インフルエンザ対策業務の多くは対策本部事務局に集約されることとなる。このため、今回の業務継続計画総括表の作成にあたっては、各所属の業務には新型インフルエンザ対策業務が入らない構成となっている。

ただし、各局（区・室）の判断で、通常業務の中で、新型インフルエンザ発生のために業務量が大きく増加するものを新型インフルエンザ業務に分類し、想定される新型インフルエンザ対策業務を新たに追加して記載している場合もある。

各局（区・室）における全ての業務（全業務数：4,104業務）を洗い出し、基本方針に基づき、業務の緊急性や優先度等について選定した結果は、下記のとおりとなった。

新型インフルエンザ対策業務は、海外発生期が33業務、国内発生早期が64業務、市内発生早期が74業務、市内感染期が職員の欠勤率に応じ79～80業務となっている。なお、全ての業務に占める割合は約0.8%～1.95%である。

一般継続業務については、海外発生期が3,948業務（96.29%）、国内発生早期が3,434業務（83.76%）、市内発生早期が2,360業務（57.52%）、市内感染期は、1,586～1,002業務（38.65～24.42%）となっている。

縮小業務については、海外発生期が74業務（1.80%）、国内発生早期が457業務（11.15%）、市内発生早期が1,344業務（32.76%）、市内感染期は1,652～1,805業務（40.26～43.98%）となっている。

休止・中断業務については、海外発生期が45業務（1.10%）、国内発生早期が145業務（3.54%）、市内発生早期が325業務（7.92%）、市内感染期は786～1,217業務（19.16～29.65%）となっている。

発生段階ごとの業務優先区分については、海外発生期では、新型インフル

エンザ対策業務が33業務（0.80%）、一般継続業務が3,948業務（96.29%）、縮小業務が74業務（1.80%）、休止・中断業務が45業務（1.10%）、国内発生早期では、新型インフルエンザ対策業務が3,434業務（83.76%）、一般継続業務が457業務（11.15%）、縮小業務が145業務（3.54%）、休止・中断業務が64業務（1.56%）、市内発生早期では、新型インフルエンザ対策業務が74業務（57.52%）、一般継続業務が2,360業務（32.76%）、縮小業務が1,344業務（7.92%）、休止・中断業務が325業務（1.80%）となっている。

市内感染期では、職員の欠勤率に応じ、新型インフルエンザ対策業務が1,586～1,002業務（38.65～24.42%）、一般継続業務が1,652～1,805業務（40.26～43.98%）、縮小業務が786～1,217業務（19.16～29.65%）、休止・中断業務が79～80業務（1.93～1.95%）となっている。

海外発生期・国内発生早期の段階においては、ほとんどの職場で一般継続業務としているが、市内発生早期から各職場における業務の縮小が進んでいる。市内感染期に入り職員の減員が現実的な問題となる想定では、縮小及び休止・中断業務が増加傾向を示し、所属職員における欠勤者の割合が10%となる状況では、縮小業務、休止・中断業務の占める割合が全体の59.42%となり、欠勤者の割合が40%となる状況では全体の73.63%となった。

対策本部では、強毒性の新型インフルエンザを想定した場合、市内での新型インフルエンザによる死亡者が1万人近くとなる状況を想定している。そのような事態では、地震災害と異なり都市機能はハード的に破壊されていないが人的な被害が引き起こされることにより、都市機能が損なわれ、混乱が予測されることから、札幌市としても、市内発生早期の段階から、より一層の行政機能の縮小、休止・中断停止等の措置を行えるよう検討しておく必要がある。

#### 8.4 今後の業務優先区分選定について

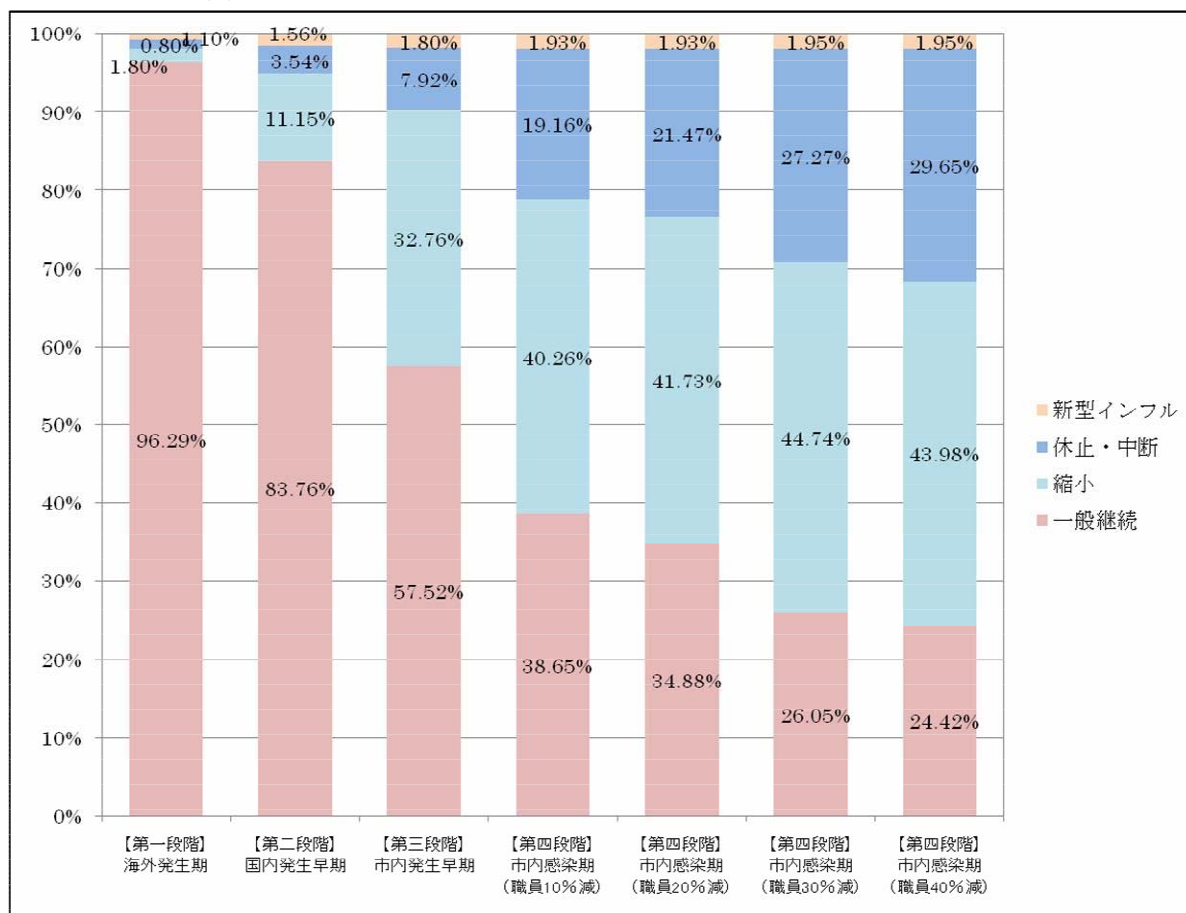
対策本部では、平成24年度以降、国における新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定、ワクチンガイドラインの策定を含む国ガイドラインの改定などを踏まえ、対応マニュアルの改定を行い、札幌市における新型インフルエンザ対策体制の整備を進めていく。

対応マニュアル改定にあたっては、パンデミックワクチンの集団接種、社会的弱者の支援など、全庁的な対応が必要となる業務について検討を行い、これらの業務を実行するために全庁での応援体制を構築する必要がある。

このため、次回の業務継続計画総括表の改定作業では、上記応援体制の整備にあわせて、各局内での応援体制を想定した総括表の再構築を行うこととする。

その他、機構・定数編成、事務分掌の変更を反映させるために、定期的（年度に1回程度）に改定を行っていく。

【全庁業務の優先区分振分け結果（グラフ）】



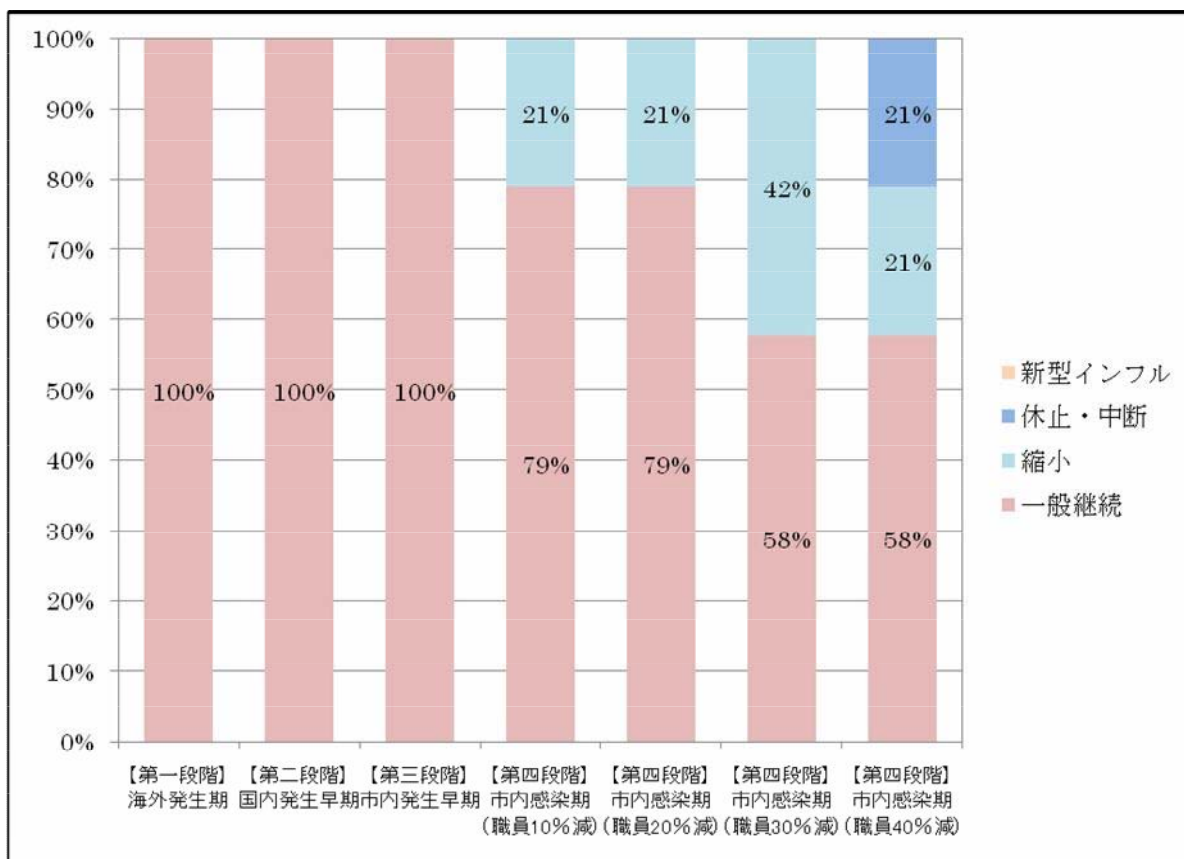
【全庁業務の優先区分振分け結果（表）】

|        | 【第一段階】<br>海外発生期 | 【第二段階】<br>国内発生早期 | 【第三段階】<br>市内発生早期 | 【第四段階】<br>市内感染期<br>(職員 10%減) | 【第四段階】<br>市内感染期<br>(職員 20%減) | 【第四段階】<br>市内感染期<br>(職員 30%減) | 【第四段階】<br>市内感染期<br>(職員 40%減) |
|--------|-----------------|------------------|------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 一般継続   | 3948            | 3434             | 2360             | 1586                         | 1431                         | 1069                         | 1002                         |
| 縮小     | 74              | 457              | 1344             | 1652                         | 1712                         | 1836                         | 1805                         |
| 休止・中断  | 45              | 145              | 325              | 786                          | 881                          | 1119                         | 1217                         |
| 新型インフル | 33              | 64               | 74               | 79                           | 79                           | 80                           | 80                           |
| 合計     | 4100            | 4100             | 4103             | 4103                         | 4103                         | 4104                         | 4104                         |

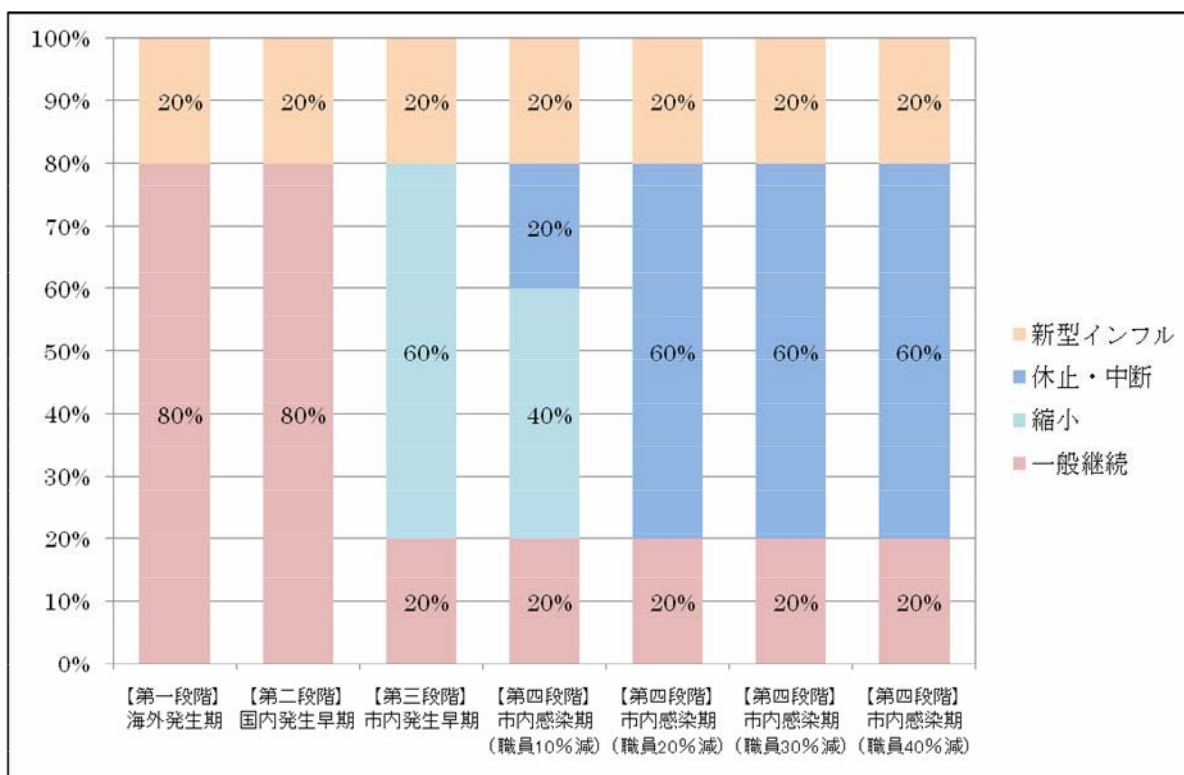
|        | 【第一段階】<br>海外発生期 | 【第二段階】<br>国内発生早期 | 【第三段階】<br>市内発生早期 | 【第四段階】<br>市内感染期<br>(職員 10%減) | 【第四段階】<br>市内感染期<br>(職員 20%減) | 【第四段階】<br>市内感染期<br>(職員 30%減) | 【第四段階】<br>市内感染期<br>(職員 40%減) |
|--------|-----------------|------------------|------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 一般継続   | 96.29%          | 83.76%           | 57.52%           | 38.65%                       | 34.88%                       | 26.05%                       | 24.42%                       |
| 縮小     | 1.80%           | 11.15%           | 32.76%           | 40.26%                       | 41.73%                       | 44.74%                       | 43.98%                       |
| 休止・中断  | 1.10%           | 3.54%            | 7.92%            | 19.16%                       | 21.47%                       | 27.27%                       | 29.65%                       |
| 新型インフル | 0.80%           | 1.56%            | 1.80%            | 1.93%                        | 1.93%                        | 1.95%                        | 1.95%                        |
| 合計     | 100%            | 100%             | 100%             | 100%                         | 100%                         | 100%                         | 100%                         |

☆ 各局（区・室）における業務優先区分振分け結果

【会計室】

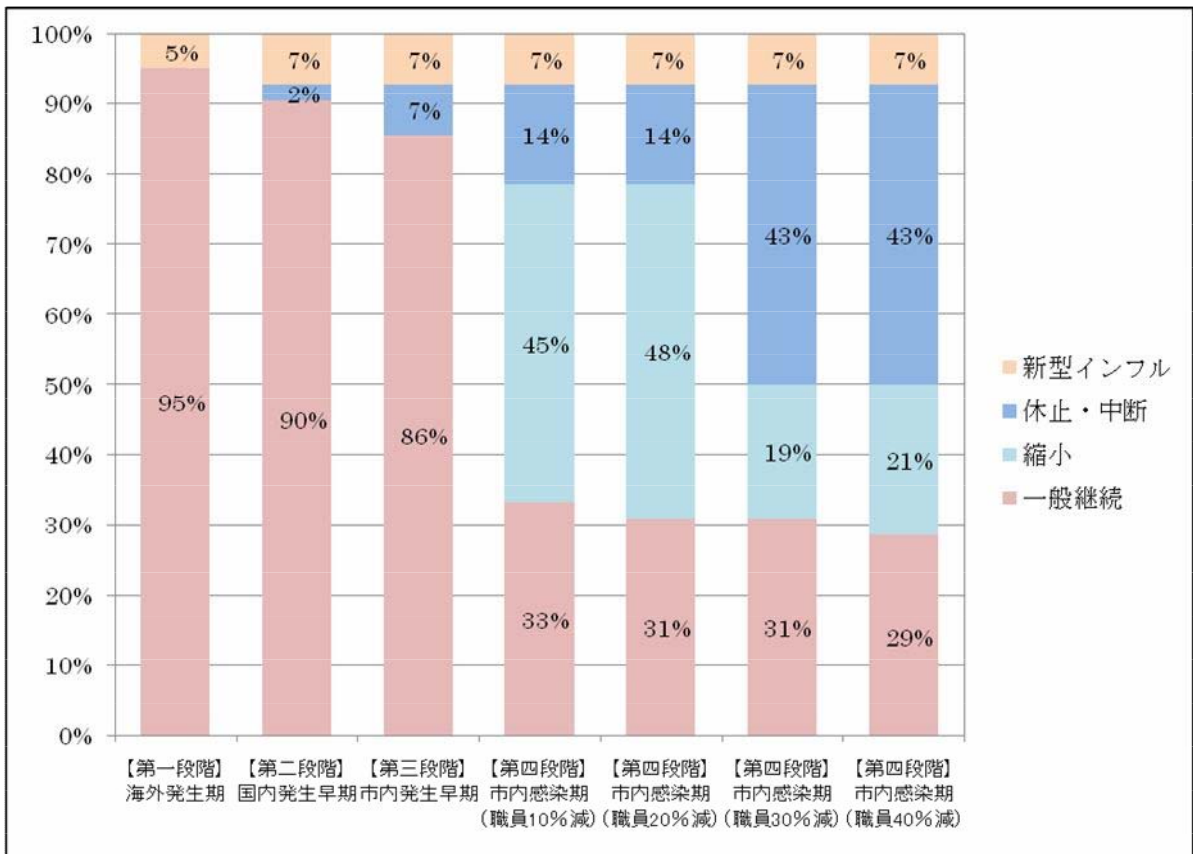


【危機管理対策室】

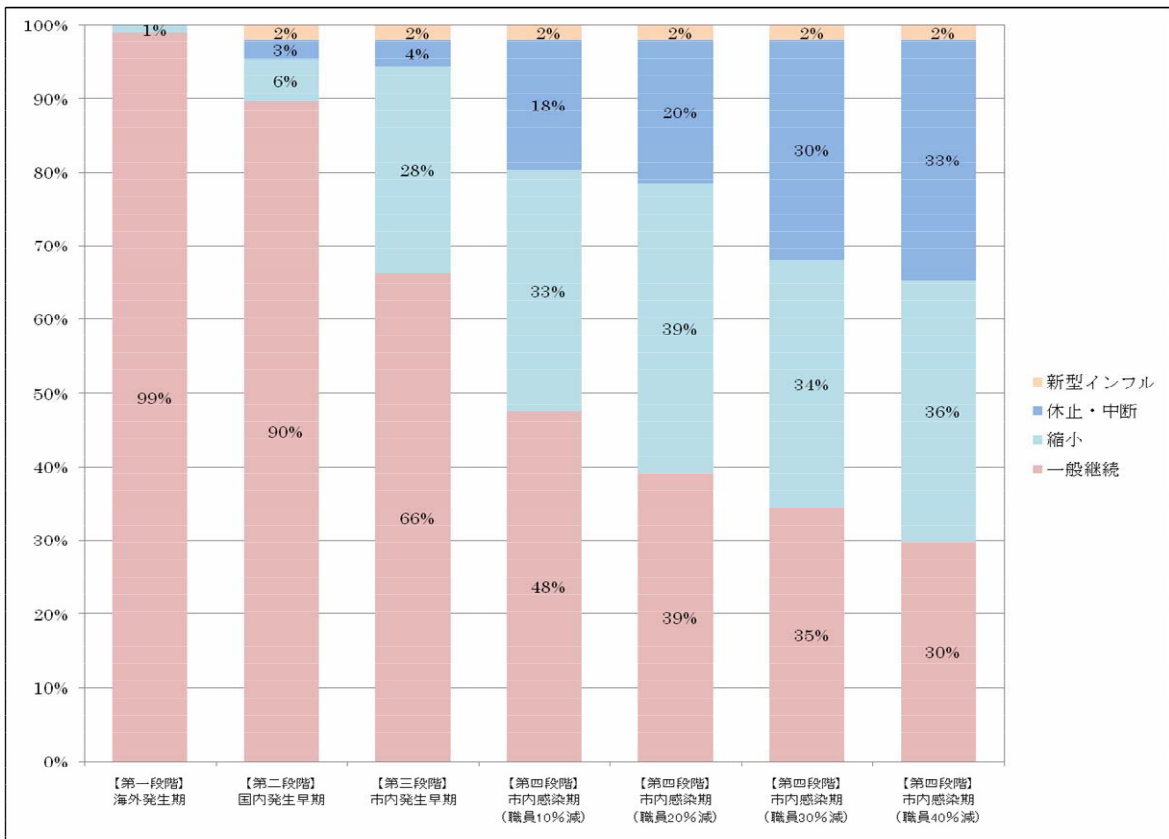




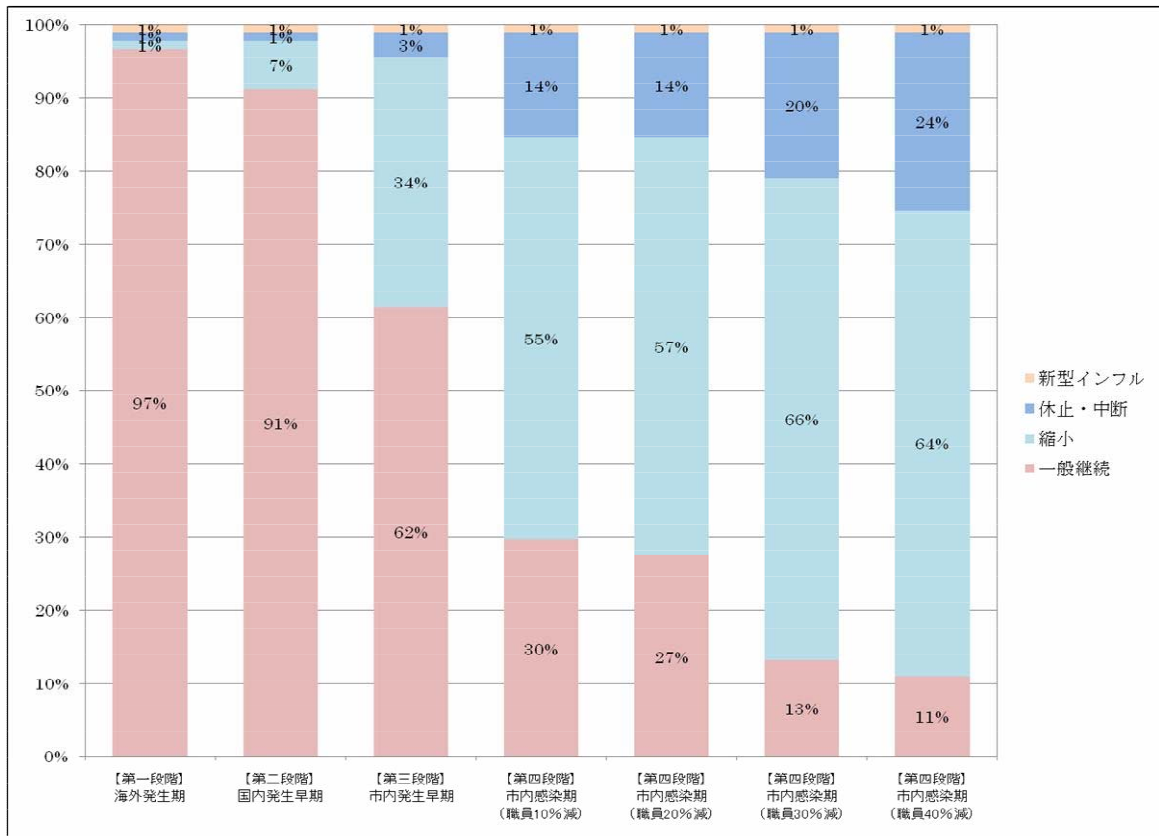
【市長政策室】



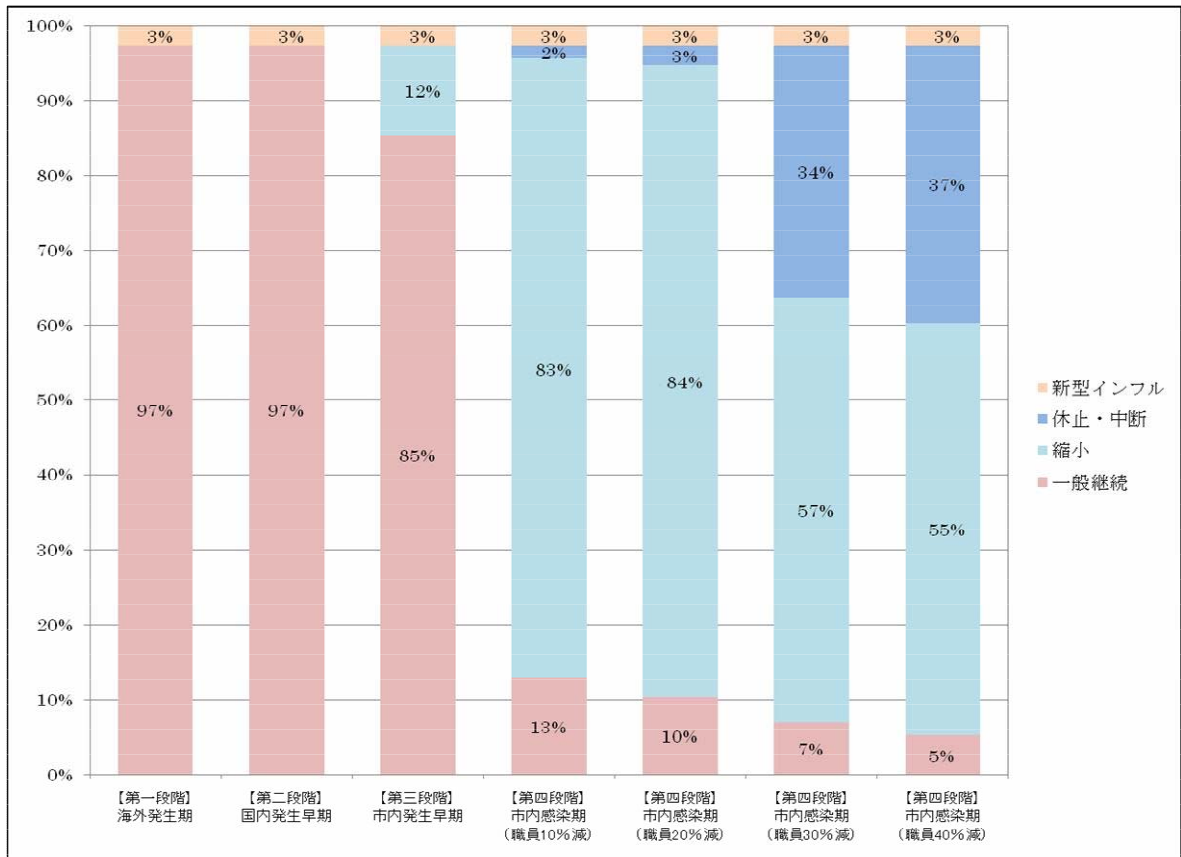
【総務局】



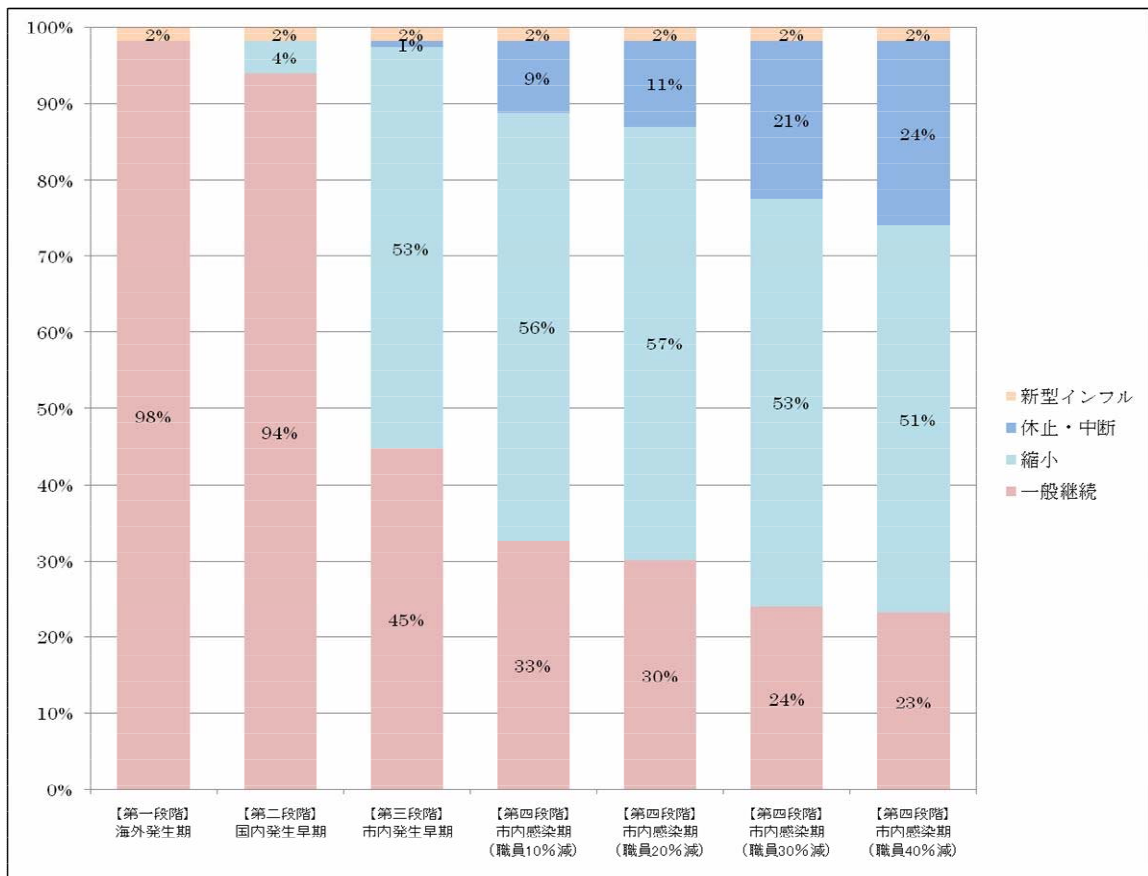
## 【市民まちづくり局】



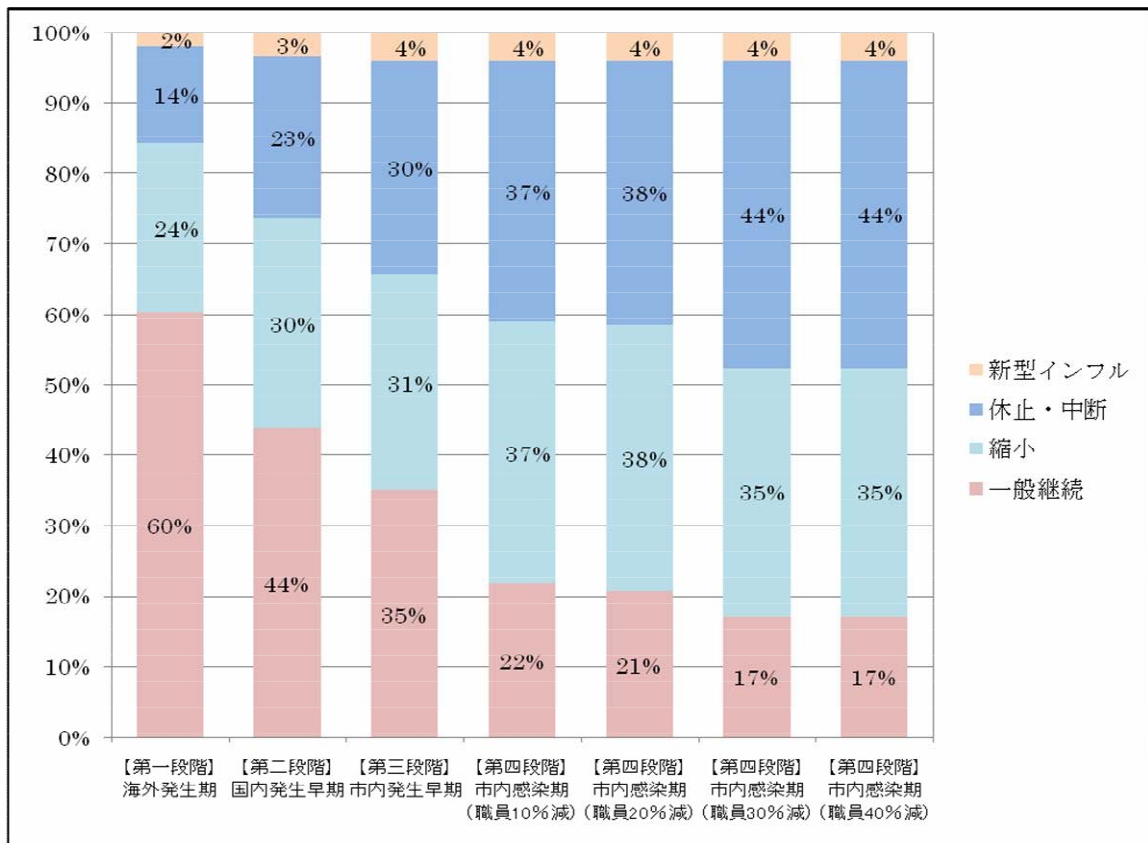
## 【財政局】



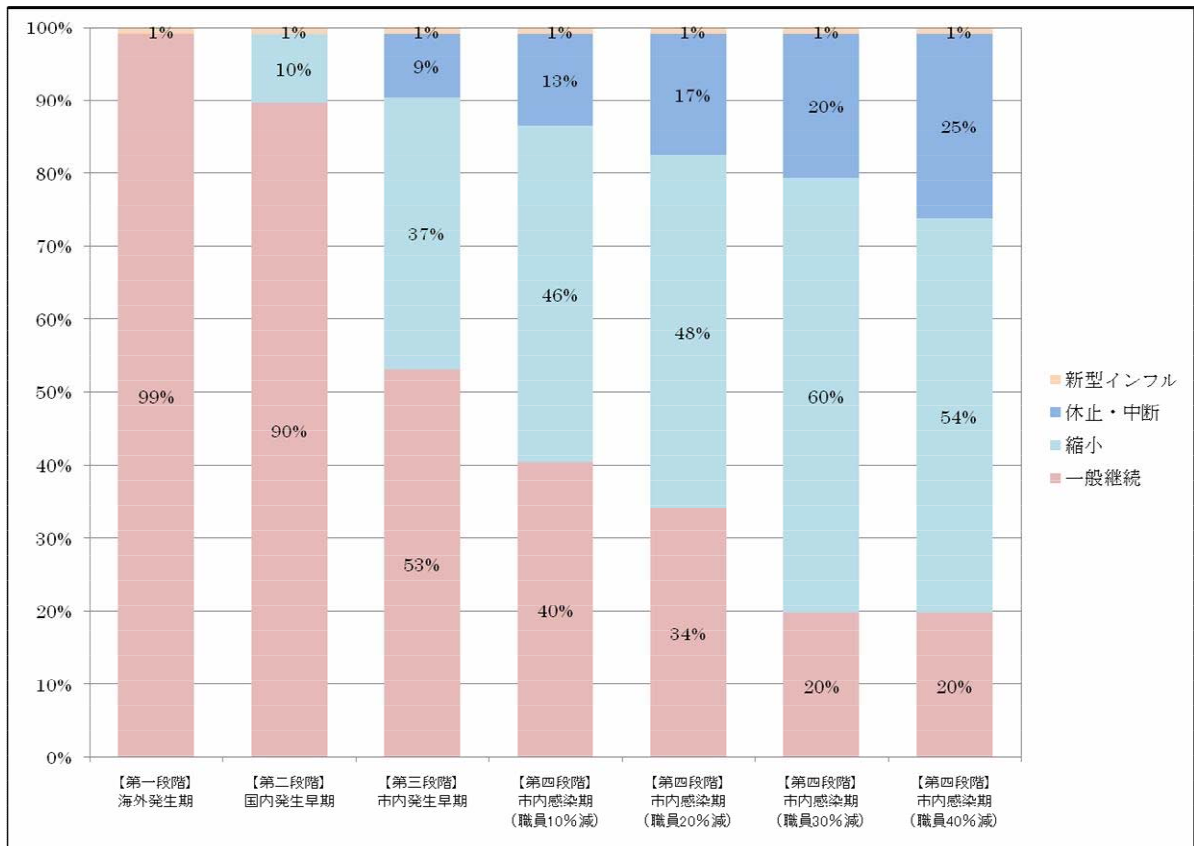
【保健福祉局（保健所を除く）】



【保健所】



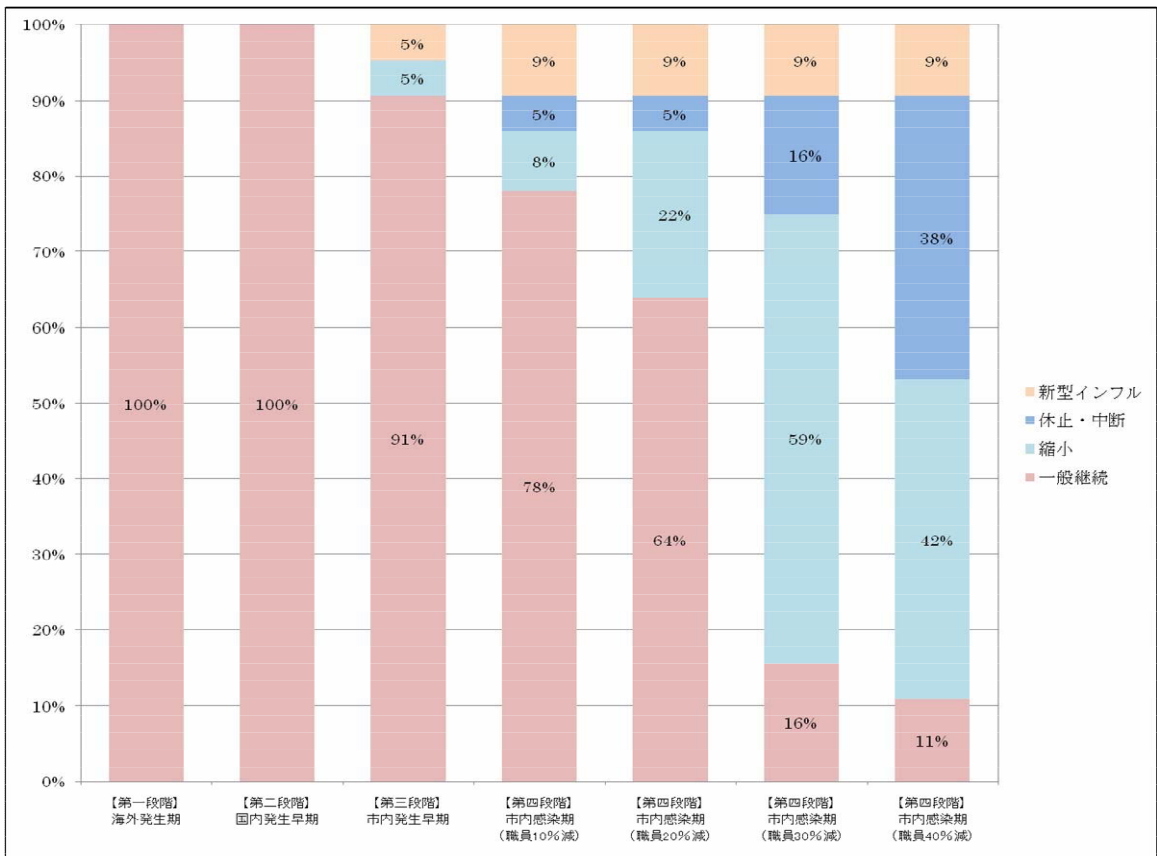
## 【子ども未来局】



## 【環境局】



【経済局】



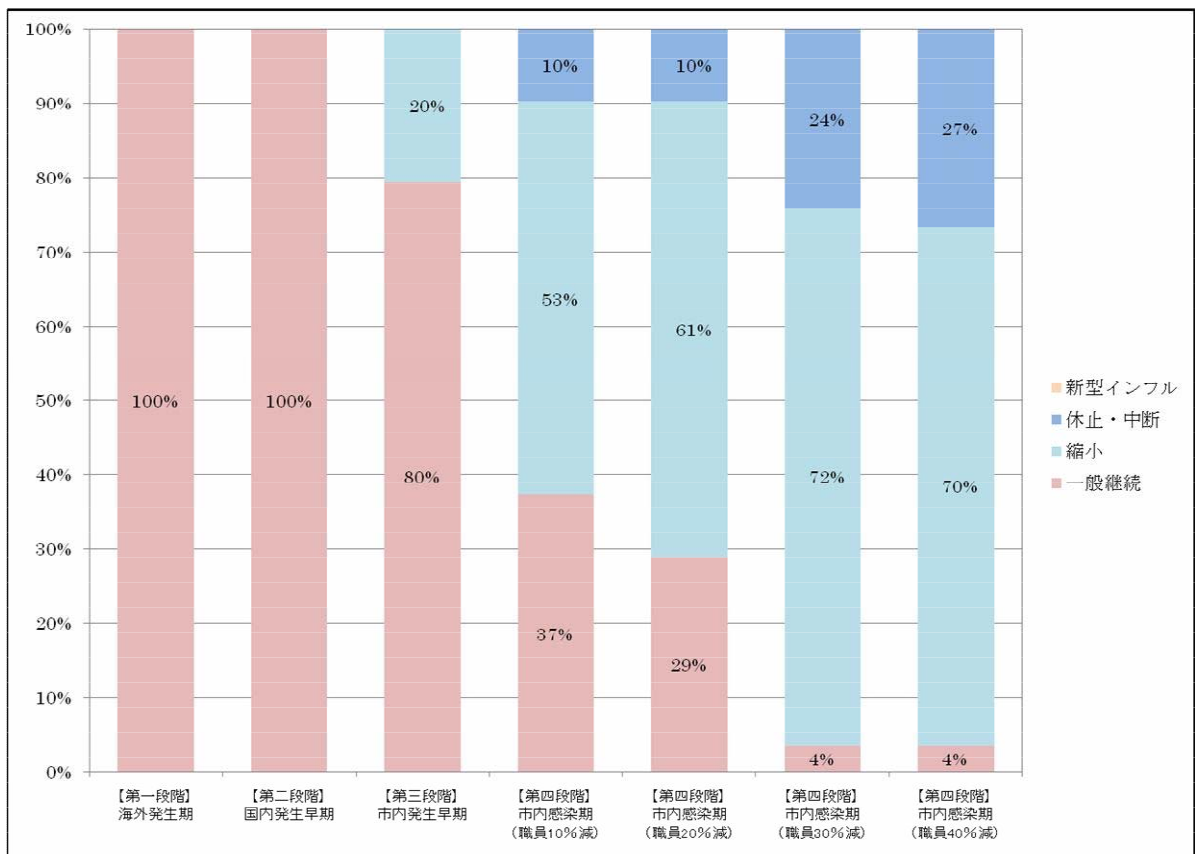
【観光文化局】



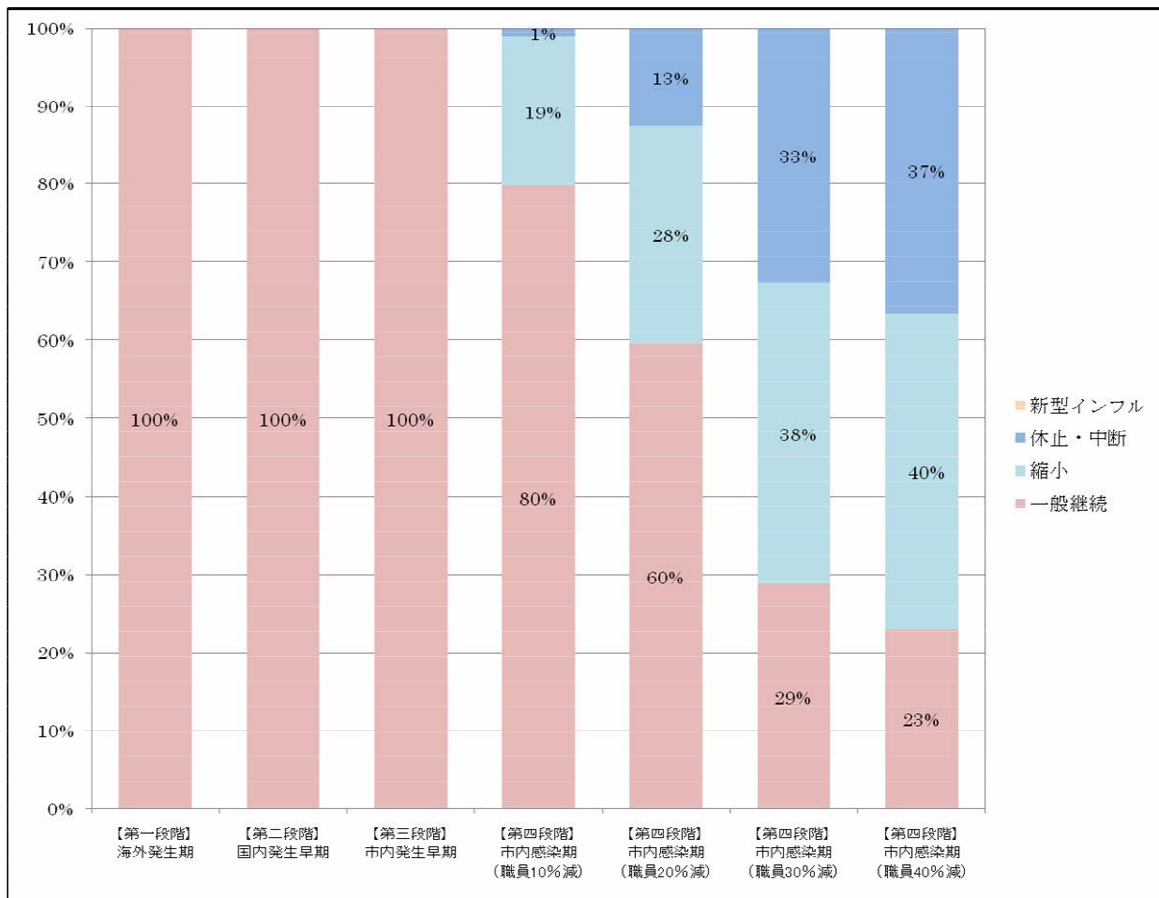
## 【建設局】



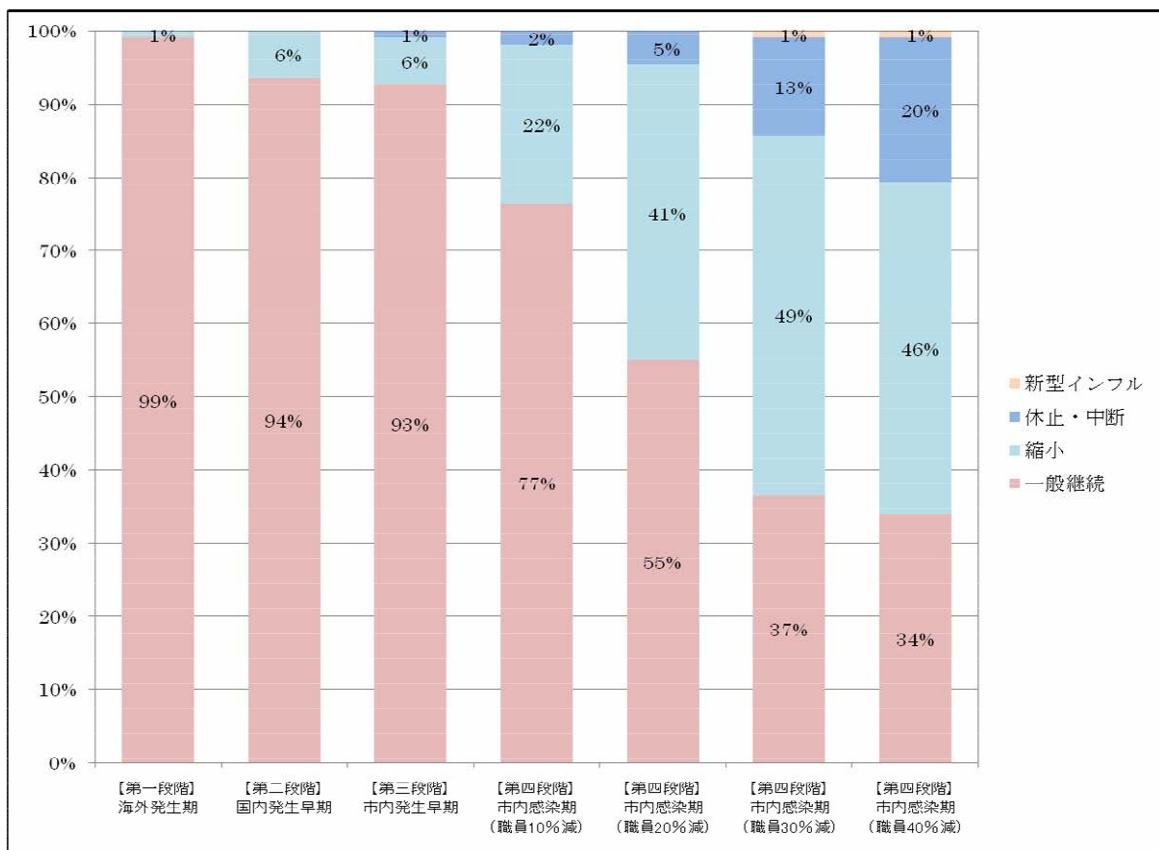
## 【都市局】



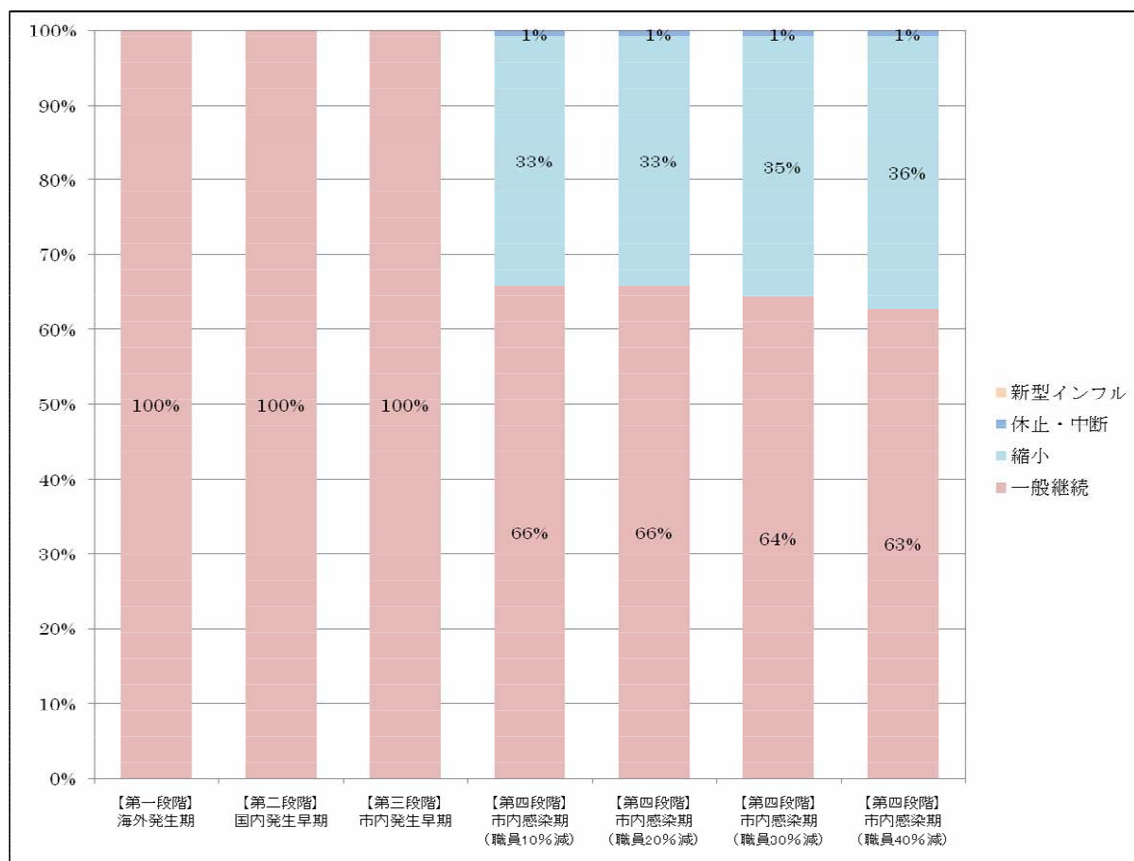
## 【交通局】



## 【水道局】



## 【病院局（市立札幌病院）】



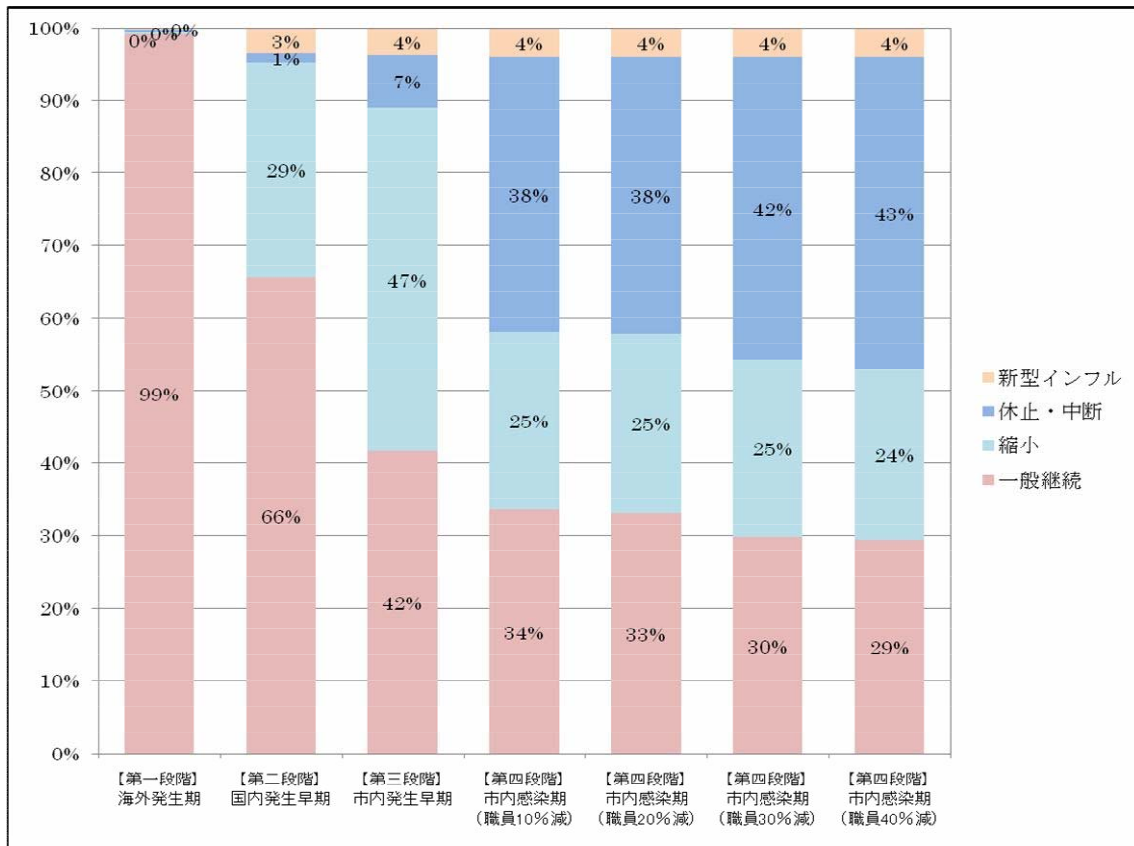
### 市立札幌病院における作成方針

- ・市行動計画において、市立札幌病院の役割として明記されている業務は感染症指定医療機関としての業務のみ（海外発生期～市内発生早期における帰国者への対応等）であるため、「新型インフルエンザ対策業務」として特に発生する業務はないと考える。
- ・病院機能の一部診療科への特化や新型インフルエンザ患者の優先受入れについては、今後示される対応マニュアルに基づくことから、現時点では考えに入れない。
- ・本来的には病院は「新型インフルエンザ対策業務」の医療（札幌市業務継続計画の4.5.1の(1))を担う機関であり、全ての業務が「新型インフルエンザ対策業務」とすることもできるが、今回の作業においては、個別業務について「一般継続業務」、「縮小業務」、「休止・中断業務」の評価を行った。

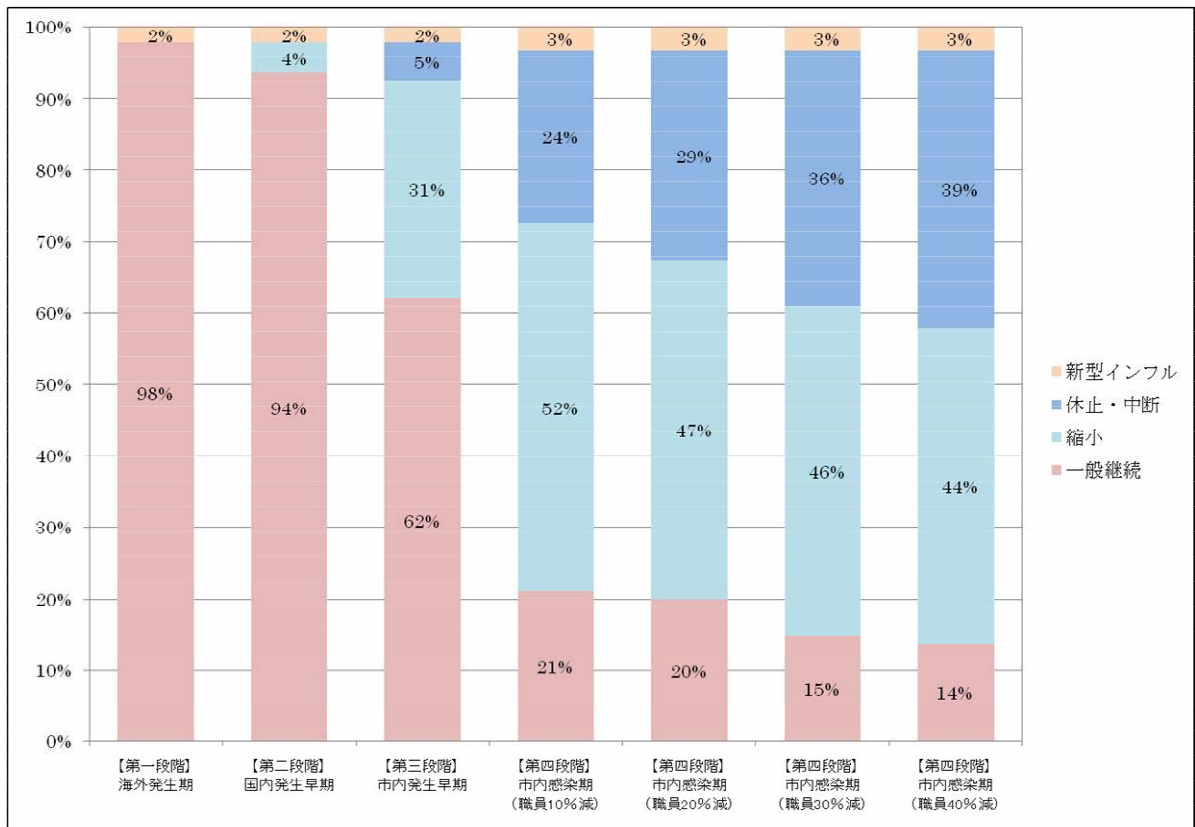
対応マニュアルにおいて、市内あるいは道内の医療体制維持の在り方が示され、市立札幌病院の果たす役割が明確になれば、上記に示した病院機能の一部診療科への特化や新型インフルエンザ患者の優先受入れなどを想定することで、今回の評価の内容から大きく変わる事となる。



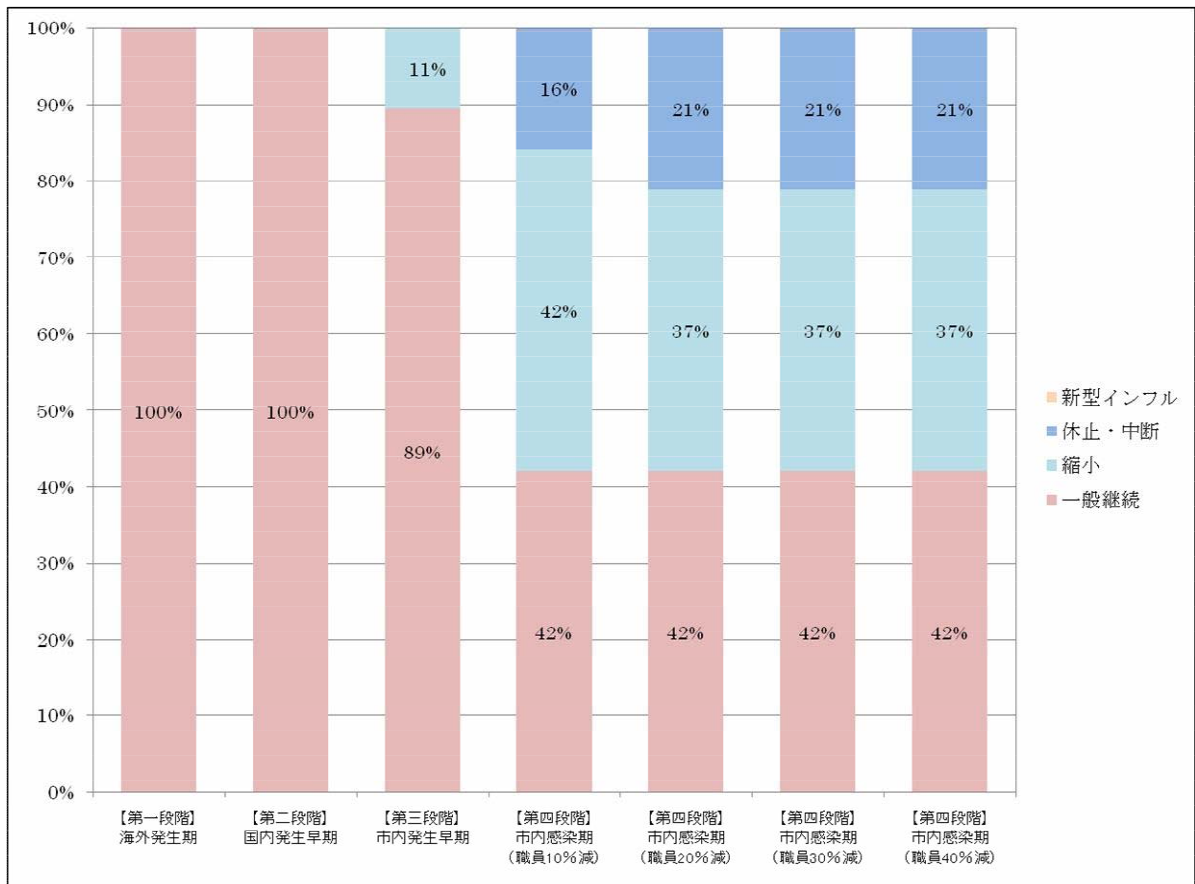
## 【消防局】



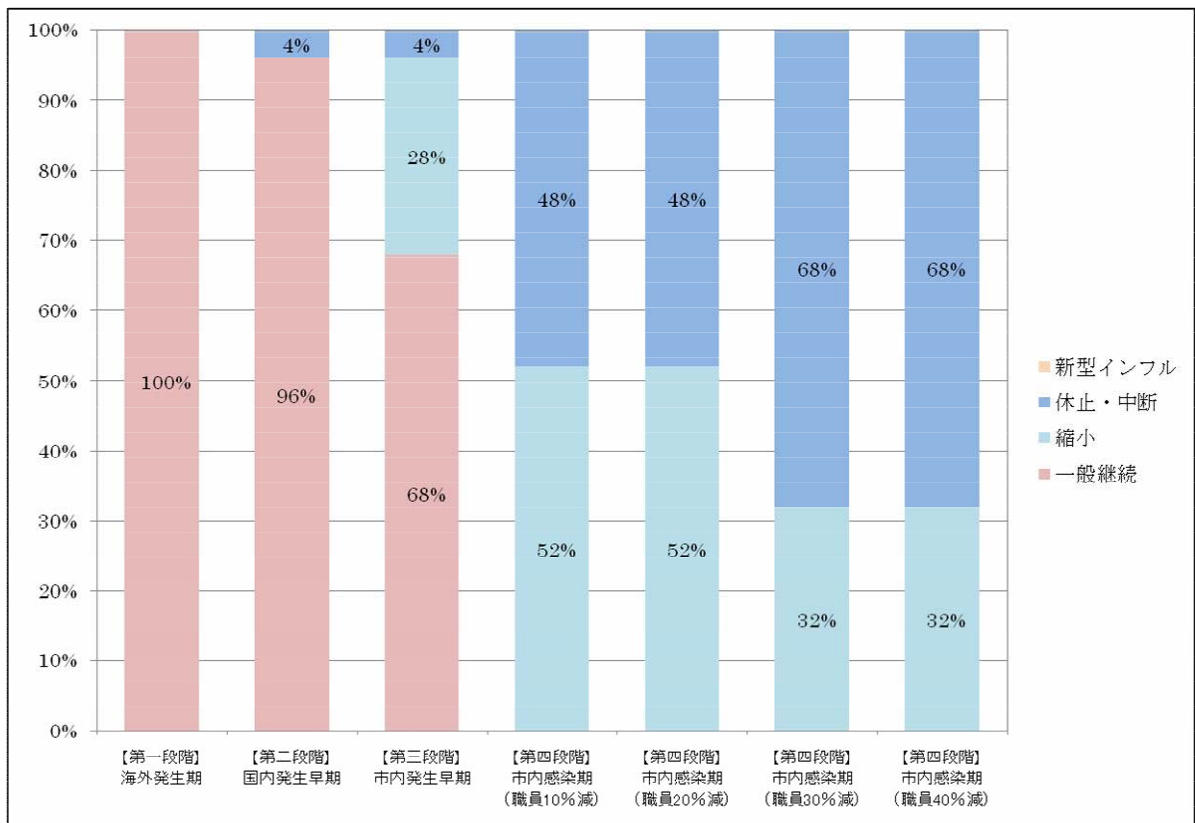
## 【教育委員会】



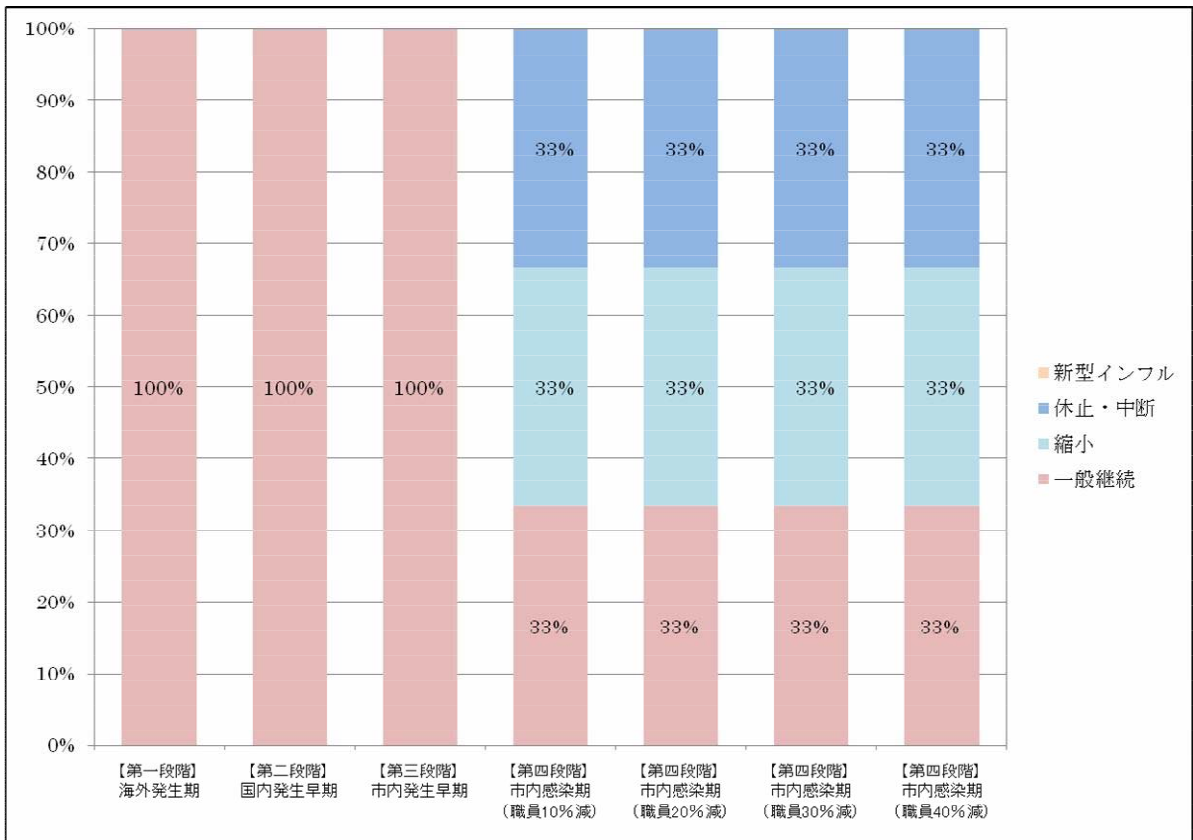
### 【選挙管理委員会】



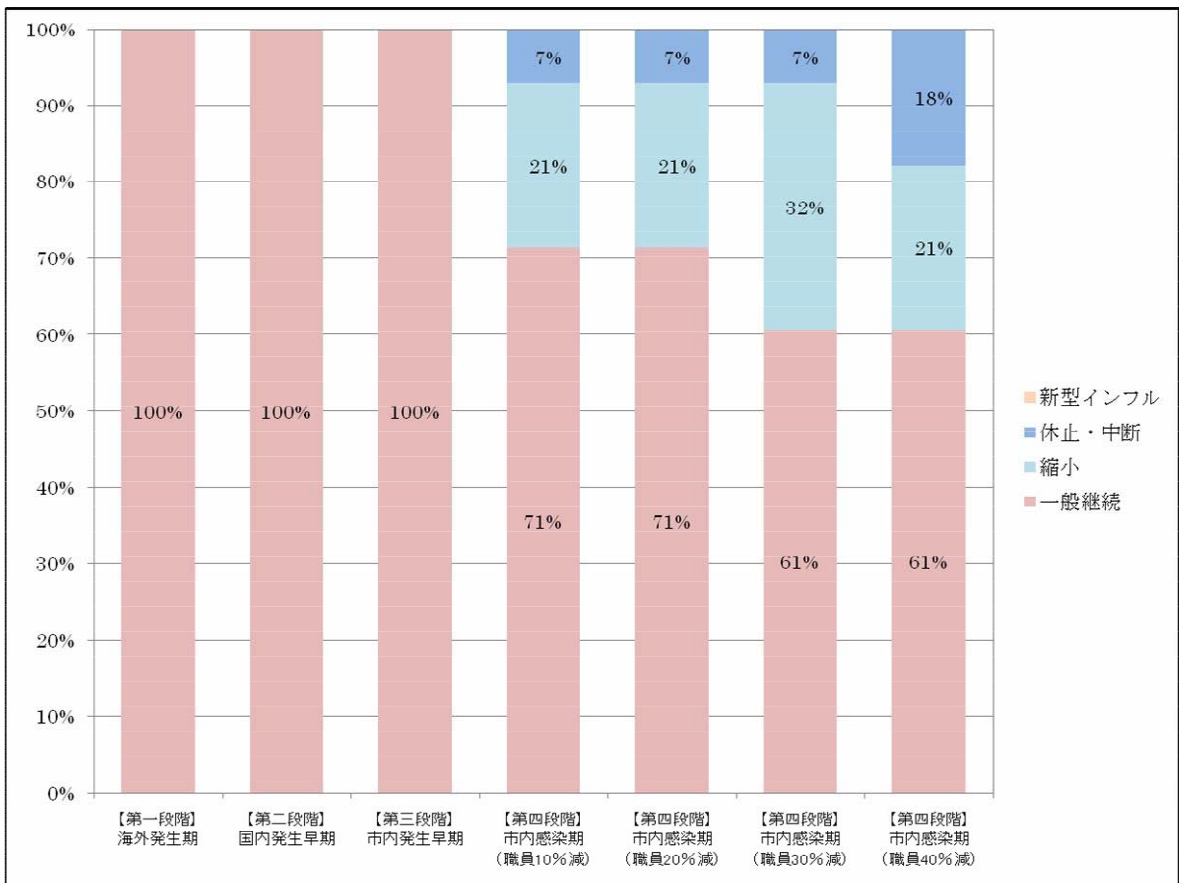
### 【人事委員会】



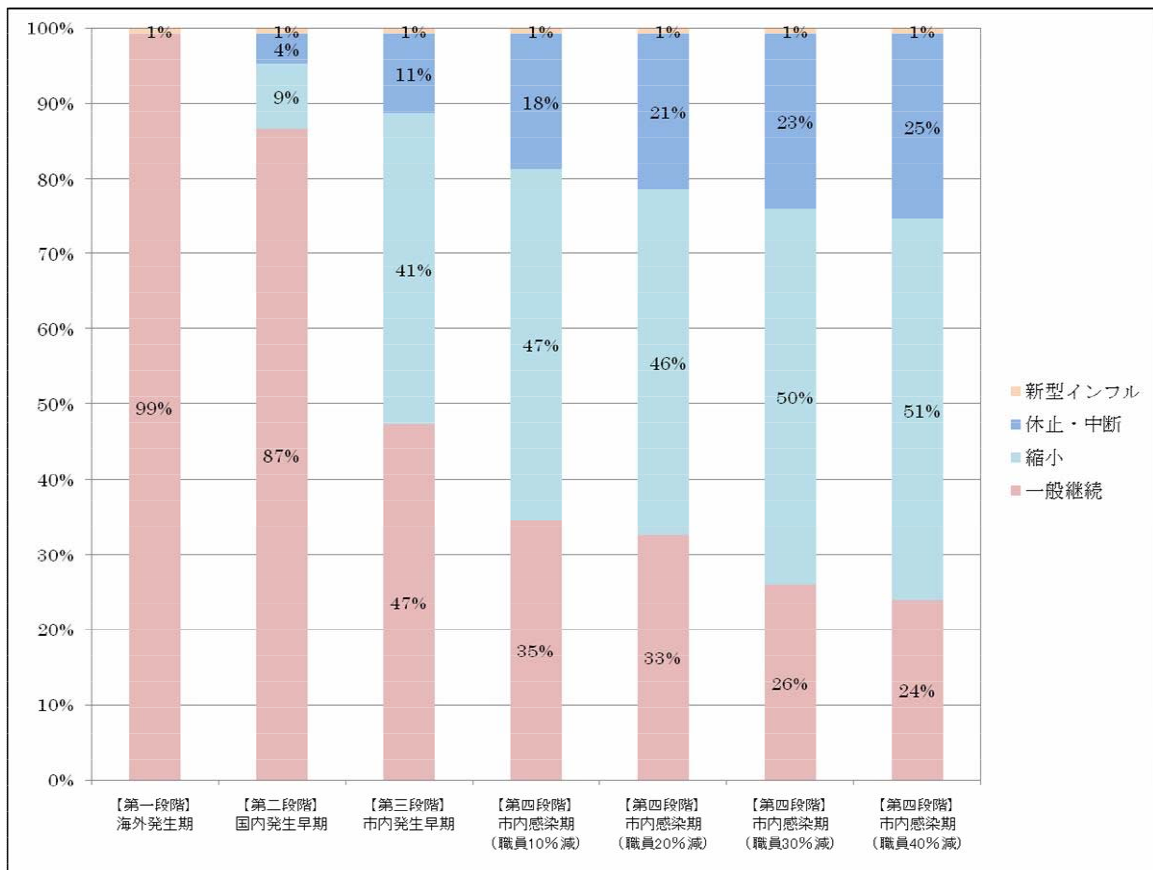
【監査事務局】



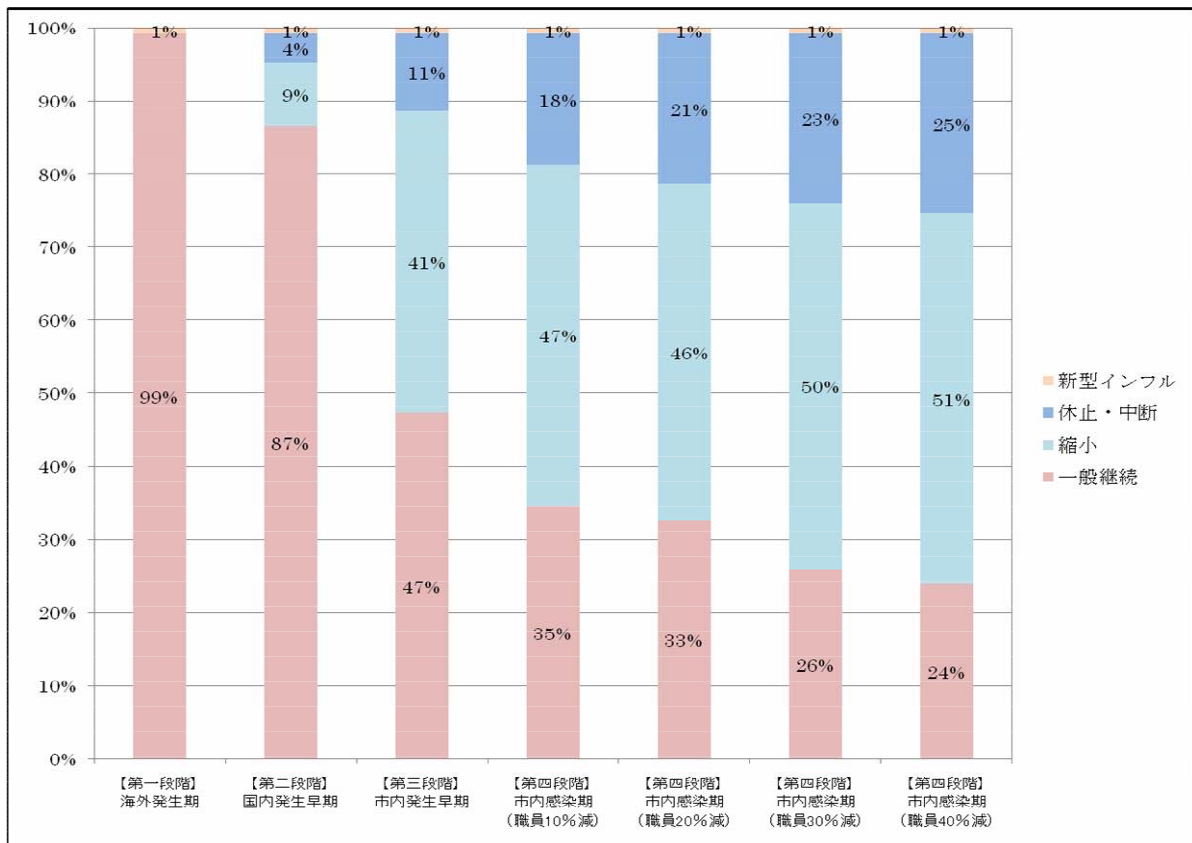
【議会事務局】



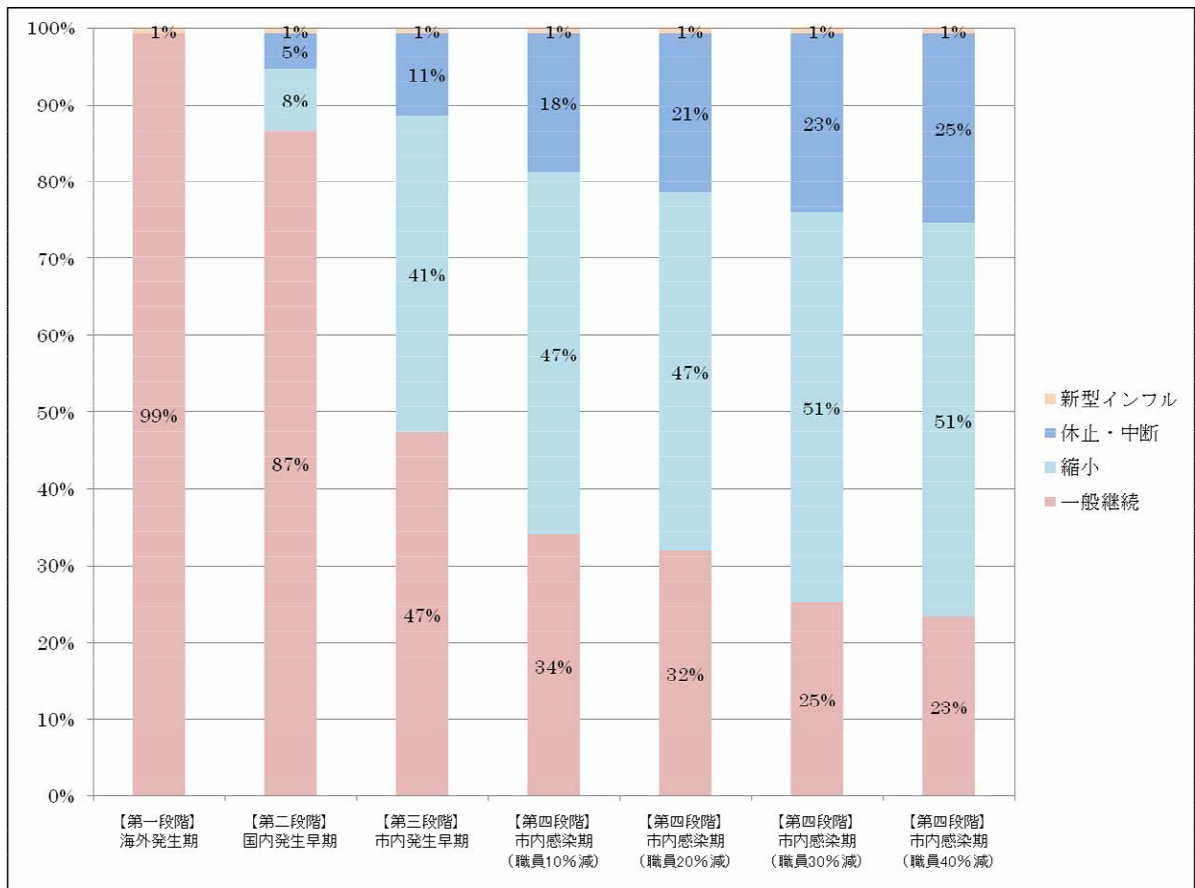
## 【中央区】



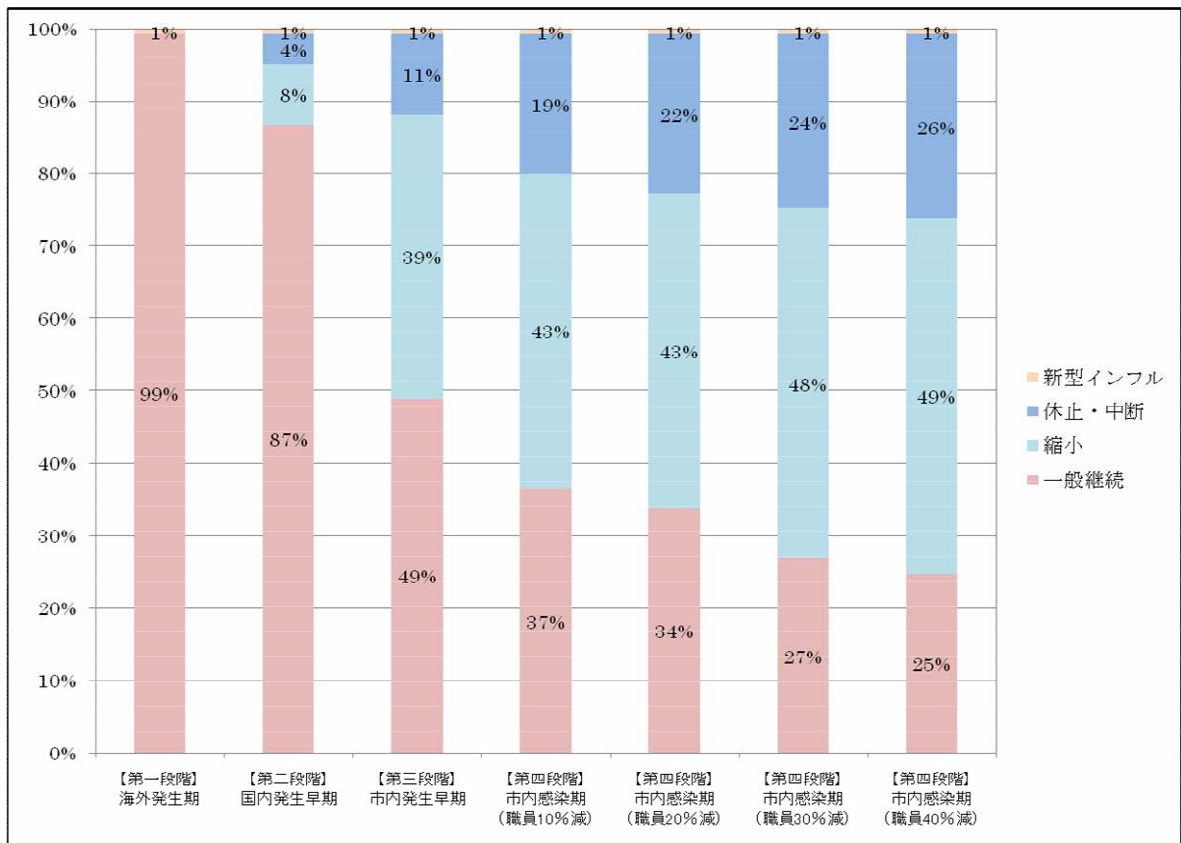
## 【北区】



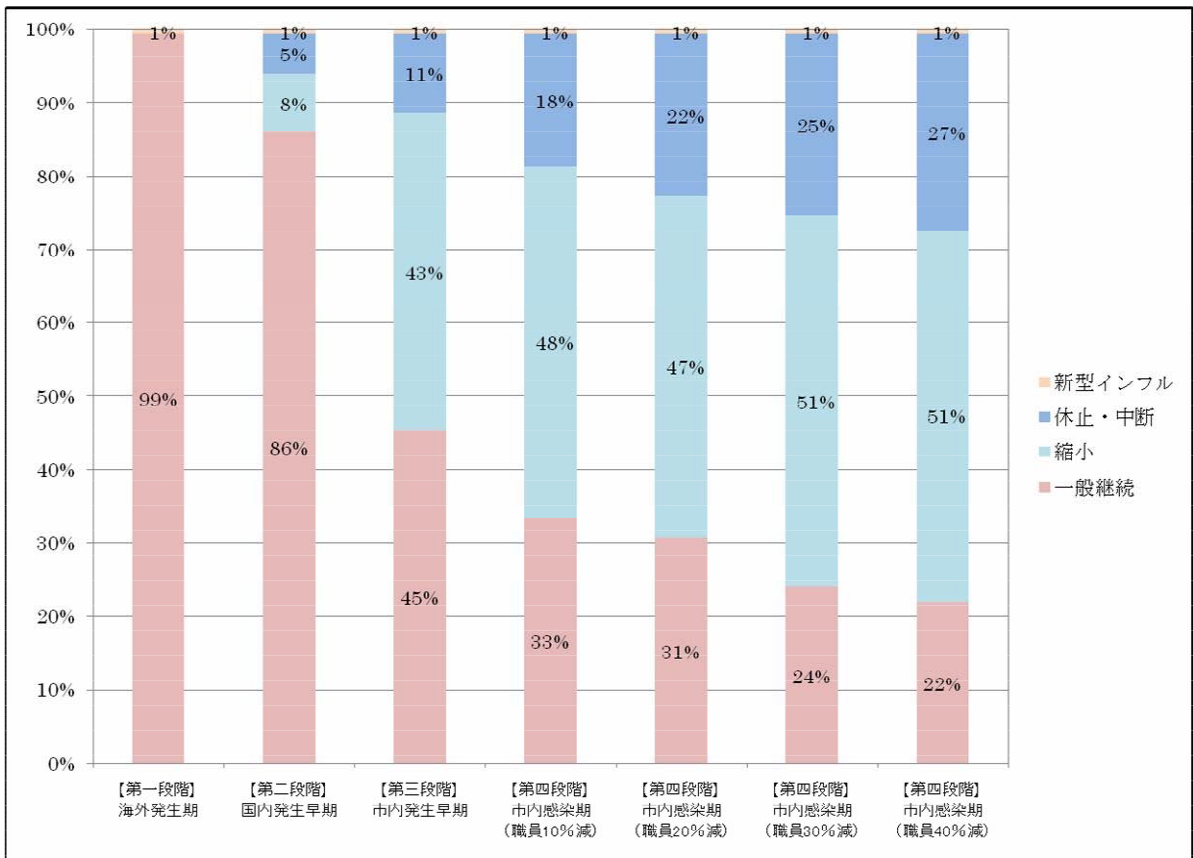
【東区】



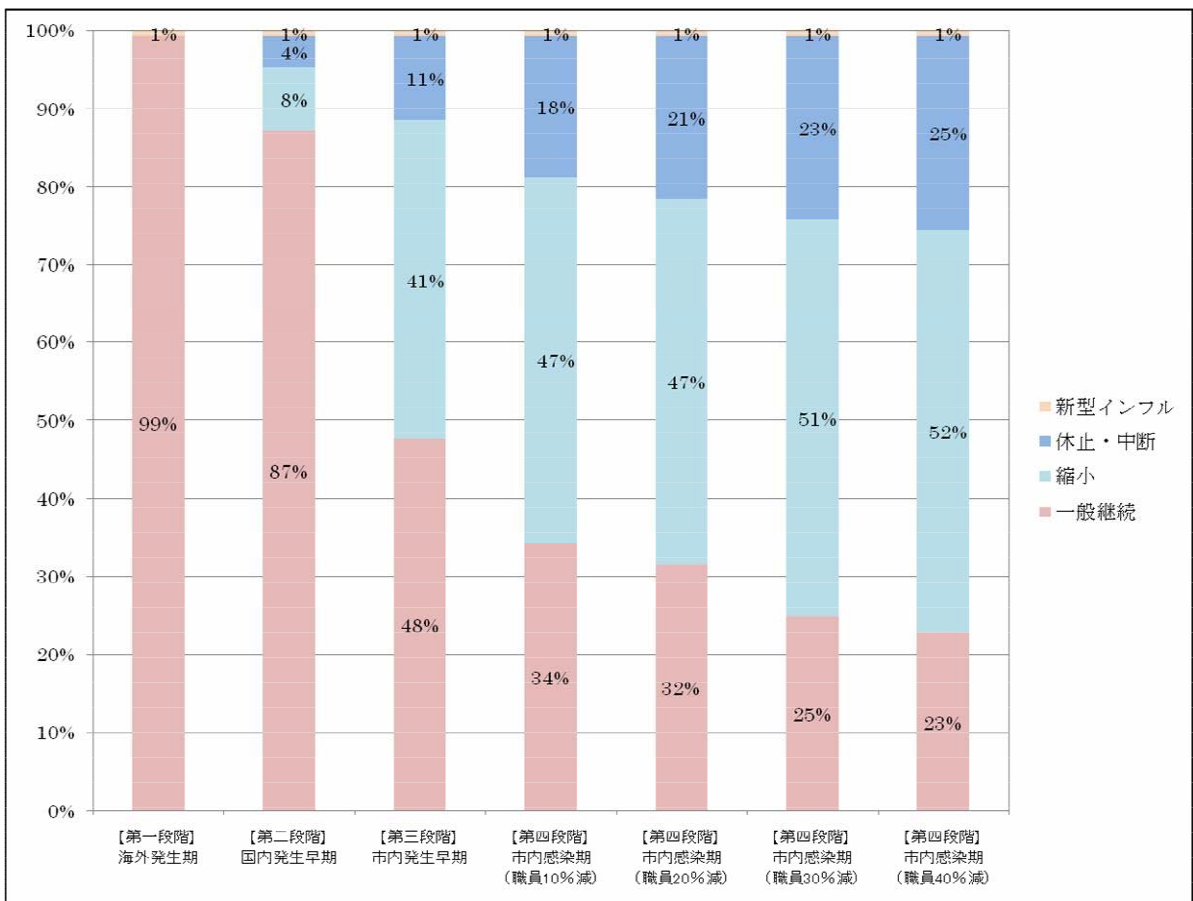
【白石区】



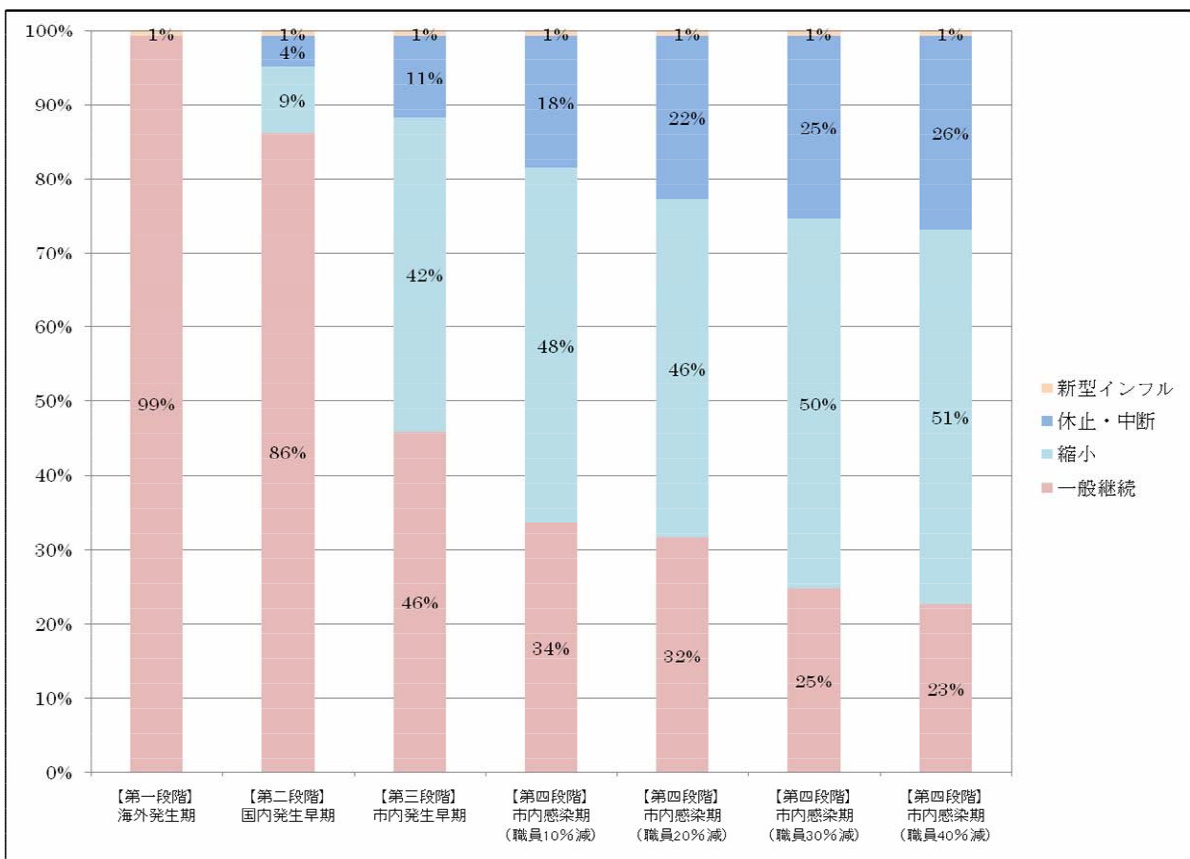
【厚別区】



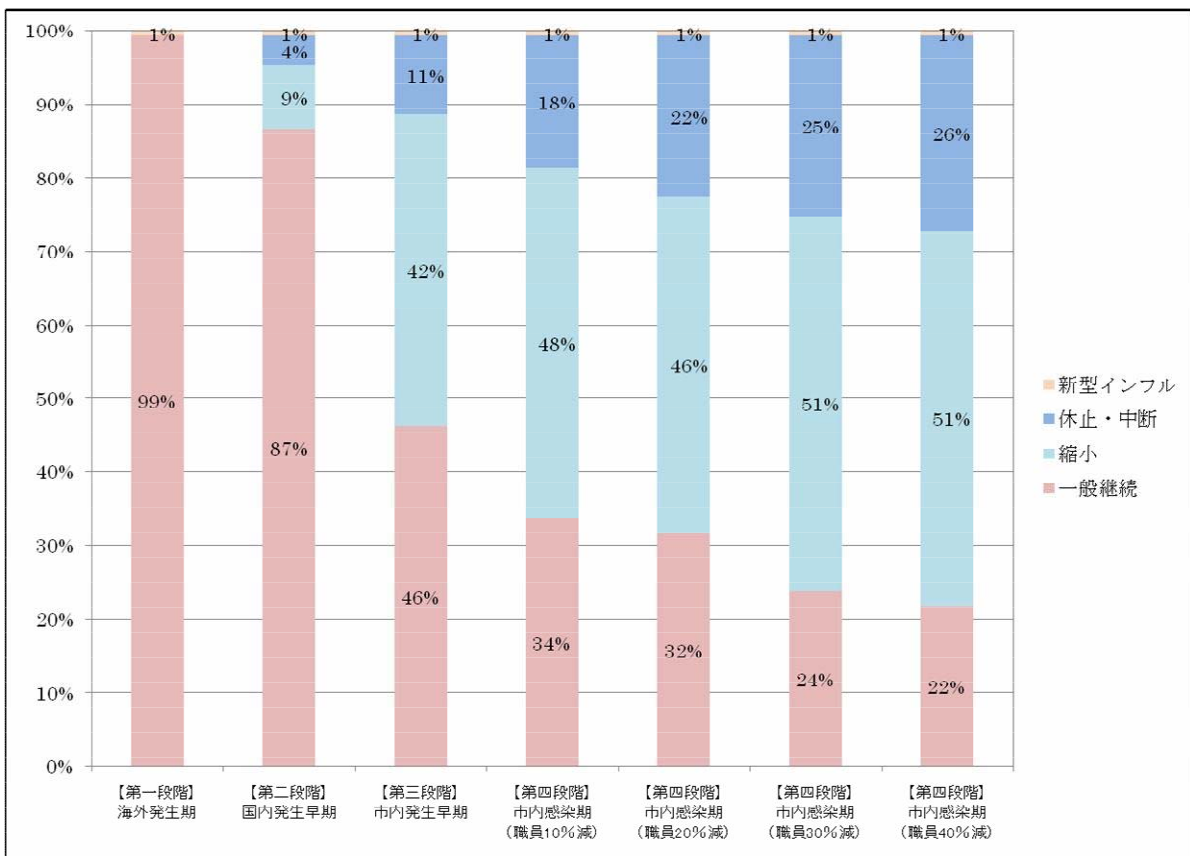
【豊平区】



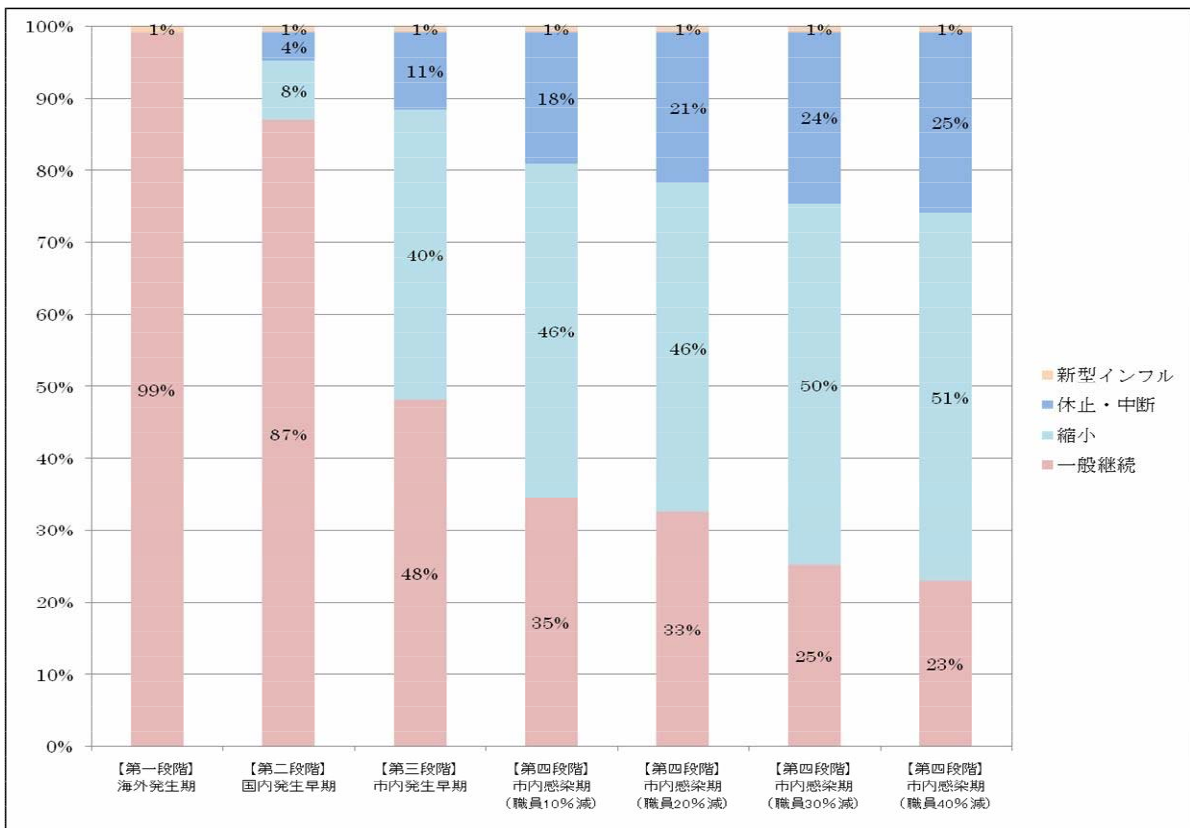
【清田区】



【南区】



【西区】



【手稲区】

